

ここからはじまる ここからうまれる



# みやざきの 地域学校協働活動

地域と学校でつくる これからの学びの姿



平成30年10月

宮崎県教育委員会

## はじめに

- 1 これからの「みやぎきの学校づくり・地域づくり」に向けて
- 2 地域学校協働活動について
  - (1) 地域学校協働活動とは
  - (2) これまでの「学校支援地域本部事業」との違い
  - (3) 地域学校協働活動による効果
- 3 地域学校協働本部について
  - (1) 地域学校協働本部とは
  - (2) 推進組織について
- 4 地域学校協働活動の推進体制の整備に向けて
  - (1) 推進体制の整備に向けた役割
  - (2) 地域学校協働本部の設置等
  - (3) 地域学校協働本部の立ち上げのプロセス例
  - (4) 地域学校協働本部の設置要綱（例）
  - (5) 地域学校協働活動推進員の設置要綱・委嘱（例）
- 5 地域学校協働活動を進める上でのポイント
  - (1) 目的や目標の共有
  - (2) 一方向の支援から双方向の連携・協働へ
  - (3) 個別の活動から総合化・ネットワーク化
- 6 地域学校協働活動の多様な活動の推進について
  - (1) 学びによるまちづくり、地域課題解決型学習
  - (2) 地域人材育成、郷土学習
  - (3) 地域の行事、イベント、お祭り、ボランティア活動への参画
  - (4) 放課後等における学習・体験活動
  - (5) 外部人材を活用した教育支援活動
- 7 具体的な事例
  - (1) 県外の事例
  - (2) 県内の事例
- 8 Q & A
- 9 参考資料

はじめに

現在、急激な少子化・高齢化が進み、今後人口減少に伴う様々な社会問題が懸念されています。また、都市化や過疎化の進行、家族形態の変容、価値観やライフスタイルの多様化等を背景とした地域社会等のつながりや支え合いの希薄化によって、「わが地域の学校」「子供を地域全体で育てること」などの考え方が次第に失われてきているのではないかという指摘もあります。そうした状況の中で、地域と学校がパートナーとして連携・協働し、社会総掛かりによる教育を実現することがますます重要になっています。

平成 27 年 12 月、中央教育審議会において、「新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について（答申）」がとりまとめられ、「地域学校協働活動」の推進と「地域学校協働本部」の整備が提言されました。その中で、次のようなことが述べられています。

「誰かが何とかしてくれる」のではなく、自分たちが『当事者』として、自分たちの力で学校や地域を創り上げていく。子供たちのために学校をよくしたい。元気な地域を創りたい、そんな『志』があつまる学校、地域が創られ、そこから、子供たちが自己実現や地域貢献など、志を果たしていける未来こそ、これからの未来の姿である。

地域学校協働活動は、幅広い住民等の参画を得て、地域全体で子供たちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動です。

本県においても、第二次教育振興基本計画（改訂版）の施策目標Ⅰに県民総ぐるみによる教育の推進を掲げ、学校・家庭・地域や企業・市民団体等が一体となって取り組む教育の推進や家庭や地域の教育力の向上、開かれた学校づくりの推進を図っているところです。子供たちが自己実現や地域貢献など、志を果たしていける未来の姿を目指して、県民総ぐるみによる教育を実現するために、地域学校協働活動を推進していきたいと考えています。

本冊子は、これまで地域と学校が連携して進めてきた活動及び推進組織を、より地域と学校がパートナーとなって、次代を担う子供たちを育成していくことや地域の課題解決、地域活性化・地域創生につながる取組へと充実・発展させていくための道標として作成したものです。

今後、各市町村においても、総合教育会議等を活用し、教育のみならず地域振興、社会福祉、医療、防災等を担当する幅広い部局で基本的な方針等を検討し共有することで、地域の実情に応じた特色ある活動がより一層充実するとともに、持続的な組織体制の整備が推進されますことを期待しております。

平成 30 年 10 月

宮崎県教育委員会  
教育長 四本 孝

Ⅰ これからの「みやぎきの学校づくり・地域づくり」に向けて

〈現状と今後の方向性〉

- ◆ 地域における教育力の低下、家庭の孤立化などの課題や、学校を取り巻く問題の複雑化・困難化に対して、社会総掛かりで対応することが求められており、地域と学校がパートナーとして連携・協働するための組織・継続的な仕組みが必要不可欠。
- ◆ 少子高齢化や人口減少等に伴う様々な社会的課題の解決に向け、県民一人ひとりが地域づくり・人づくりへの参画に向け、当事者意識をもち、主体的に関わっていこうとする意識の変容や行動化を促す工夫や仕掛けが必要。



- 学校は、「よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創る」という理念を共有し、地域と連携・協働しながら、未来の創り手となるための必要な資質・能力を育む。→「社会に開かれた教育課程」の実現
- 地域は、学校と連携・協働してより多くの地域住民等が子供たちの成長を支える活動に参画するための基盤や環境を整備する。→「地域学校協働本部」などの環境整備



持続可能な地域社会の構築に向けて、県民一人ひとりが、「自己実現」を図り、当事者意識をもって「地域づくり・人づくり」に主体的に参画していこうとする意識の変容と行動化をめざす。

これからの「みやぎきの学校づくり・地域づくり」に向けて



学校・家庭・地域が一体となった県民総ぐるみによる教育の推進

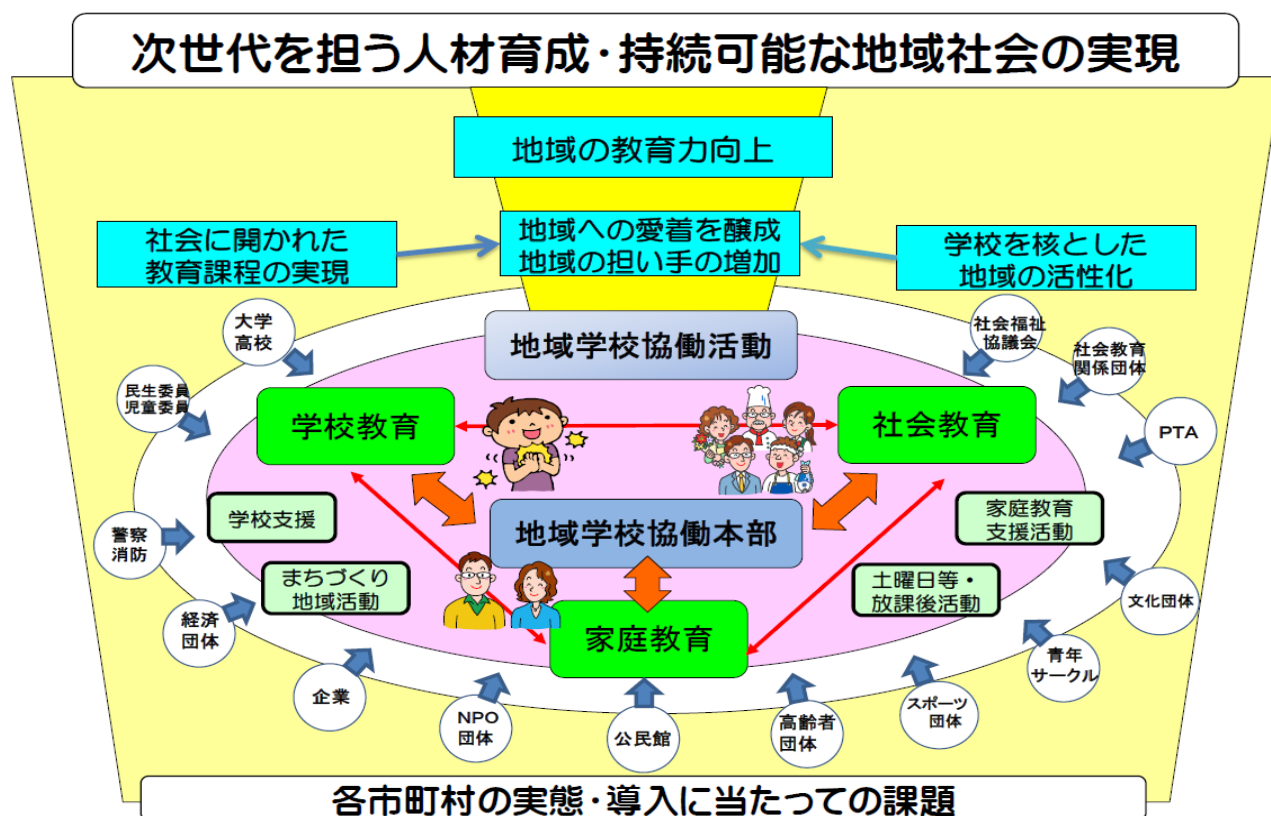


## 2 地域学校協働活動について

### (1) 地域学校協働活動とは

地域学校協働活動とは、地域の高齢者、成人、学生、保護者、PTA、NPO、民間企業、団体・機関等の幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子供たちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動です。

地域学校協働活動の概念図



- ◇ 地域社会と学校で、めざす地域の姿や子供の姿などの目的や目標を共有し、地域課題の解決に向けた取組や学びをまちづくりに生かす取組など具体的な活動を連携・協働しながら実施する。
- ◇ 従来の地縁団体をもとに、アシスト企業などの民間企業やNPO、関係機関、団体等多様な地域住民がゆるやかなネットワークをつくり、持続可能な活動を展開していく。

地域学校協働活動は、平成 29 年 3 月の社会教育法の改正により、法律に位置付けられました。改正後の社会教育法において、教育委員会は、地域学校協働活動の機会を提供する事業を実施する際には、地域住民等と学校の連携協力整備や、普及啓発活動の措置を講じることとされています。また、地域と学校をつなぐコーディネーターとしての役割を果たす者について、「地域学校協働活動推進員」として教育委員会が委嘱できることとする規定が設けられました。

## (2) 「学校支援地域本部事業」との違い

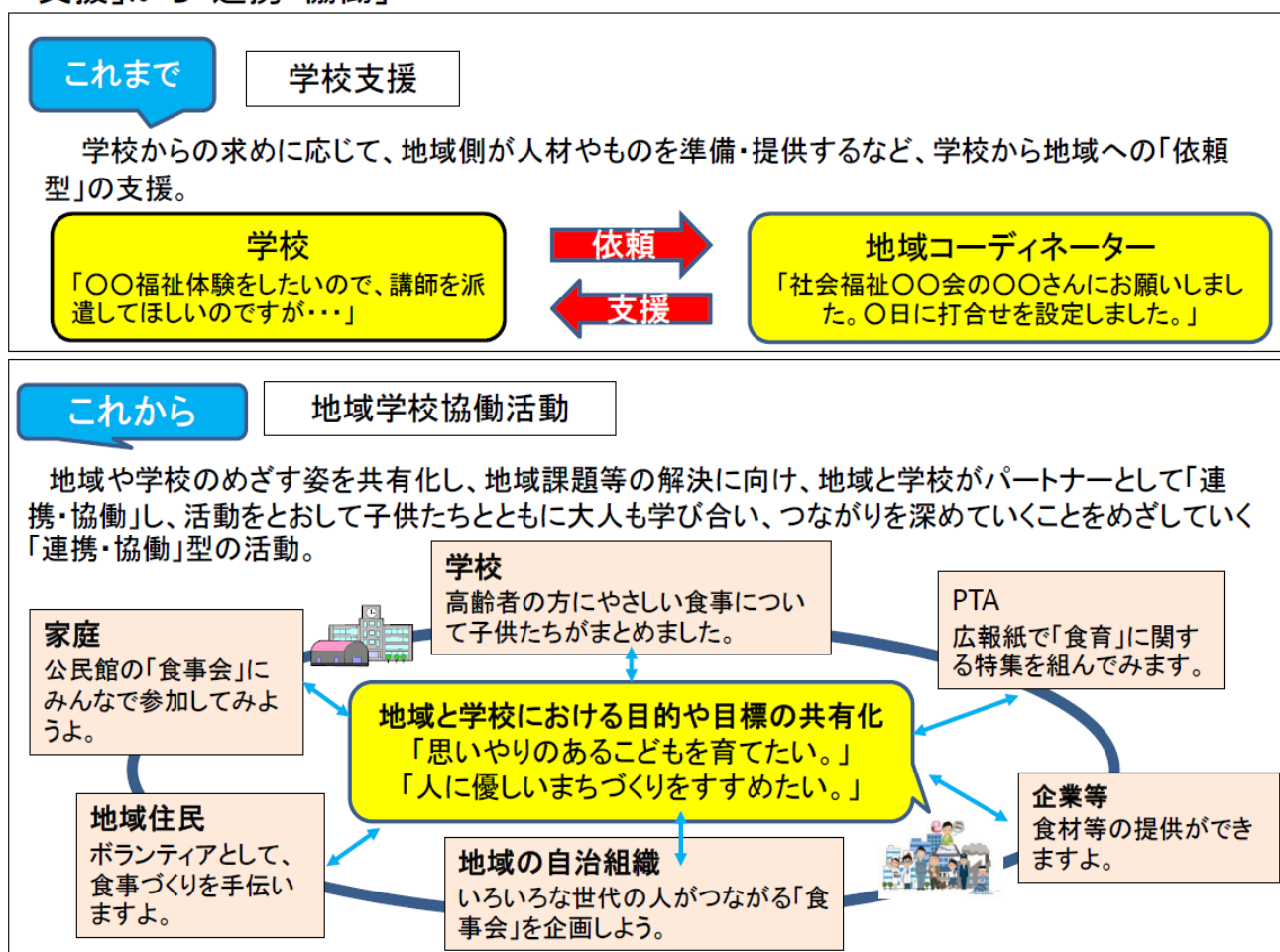
これまで各地域において、「登下校の見守り」「授業支援」「学校環境整備」など幅広い地域住民等の協力のもと、学校支援活動が行われてきました。しかし、ややもすると、地域が学校や子供たちを支援するという一方向の関係になりがちでした。

地域学校協働活動は、**これまでの学校支援活動を基盤**に学校と地域が相互にパートナーとして、「連携・協働」し、活動をとおして子供たちとともに、地域の大人たちも学び合い、つながりを深めていく活動です。

つまり、学校と地域が双方向の関係となり、そこに住む子供から大人までの全ての人々が学び合い、高め合う「人づくり」や、自分たちが住み生活する場所をよりよくしていくとする「地域づくり」を進めていくことで、「地域全体を元気にし、社会をよりよくしていく」活動であると考えます。

### 《「支援」から「連携・協働」へのイメージ～地域福祉活動の取組例～》

#### 「支援」から「連携・協働」へ

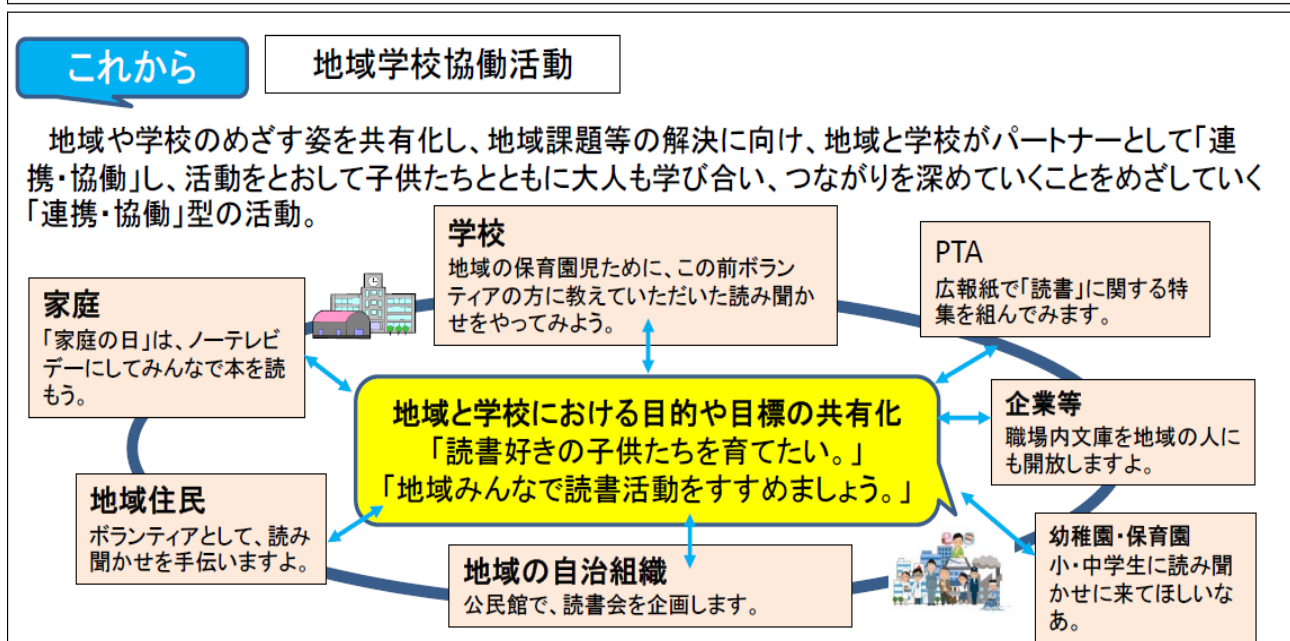
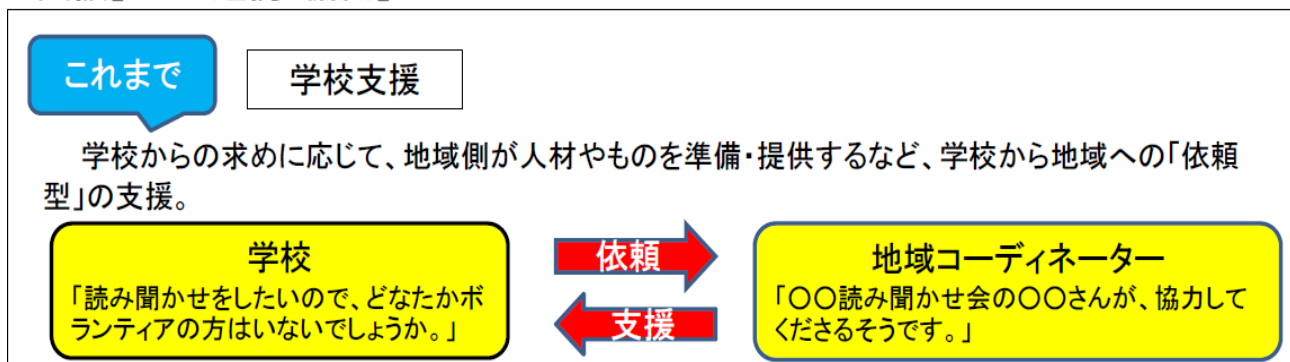


目的や目標をみんなで共有し、それに向かって、それぞれの立場で具体的に取り組んでいくんだね！



## 《「支援」から「連携・協働」へのイメージ～読書活動の取組例～》

### 「支援」から「連携・協働」へ



こうして見ていくと、いろいろな団体や関係者をうまくつないでいくことが大切になってきそうだね。

とにかく、地域みんなで、地域の子供たちを育てる意識を高めていき、地域と学校が連携・協働していく取組を続けていくことで、その地域に住むみんなが、自分たちの住んでいる地域のよさや魅力を再発見したり、誇りを感じたりすることにつながっていくと思うんだ。

みんなで力を合わせて、無理なく続けられるやり方を見つけていこうよ。



### (3) 地域学校協働活動による効果

地域学校協働活動をすすめることで、さまざまな効果があると考えられます。例えば、地域と学校が、その地域におけるよさや課題等についての熟議から、地域の「人づくり」や「地域づくり」に関する目的や目標を共有化し、その目的や目標に向かってそれぞれの立場で様々な取組を行うことで、地域の活性化や地域の課題解決につながることを期待されます。

#### 〈子供たちへの効果〉

- ◇ 主体的に学びに向かい、学んだことを人生や社会づくりに生かしていこうという意識や積極性につながっていく。
- ◇ キャリア教育の観点からも、多様な学びの中で地域や社会と関わり、様々な職業の大人に出会い、社会的・職業的自立に向けた学びを積み重ねていくことができる。
- ◇ コミュニケーション能力の向上や地域への理解・関心の深まりなどが期待できる。

#### 〈学校への効果〉

- ◇ 地域と学校が子供の成長に向けた目的や目標を共有しながら、それぞれの地域や学校の特色を生かして地域学校協働活動を推進していくことが期待される。
- ◇ 教員自身も地域の一員としての自覚や責任感を認識するとともに、教育者としての意欲が高まり、豊かな指導力の発揮にもつながる効果も期待できる。
- ◇ 教育や子供たちの成長に対する責任や役割を家庭や地域と分かち合うことにつながる。
- ◇ 教員や地域の大人が子供と向き合う時間が増えるなど、学校や地域の教育の更なる充実につながる。

#### 〈地域住民への効果〉

- ◇ 地域住民が自らの学習成果を生かす場が広がる。活動をとおして、地域住民の生きがいがづくりや自己実現につながっていくことが期待できる。

#### 〈地域全般（まちづくりや地域活性化など）への効果〉

- ◇ 地域と学校が同じ目的や目標を共有し、連携・協働して地域課題を解決していくような取組を続けていくことで、地域教育力の向上につながっていくことが期待できる。
- ◇ 地域学校協働活動を進める中で、地域住民も子供たちの視点から学んだり、地域住民が分野を超えて連携・協働したりすることで、新しいまちづくりやよりよい地域づくりにつながっていくことが期待できる。
- ◇ 地域と学校が顔の見える関係を築いていくことで、災害時における避難所運営など非常時の円滑な体制づくりにつながることを期待できる。

### 3 地域学校協働本部について

#### (1) 地域学校協働本部とは

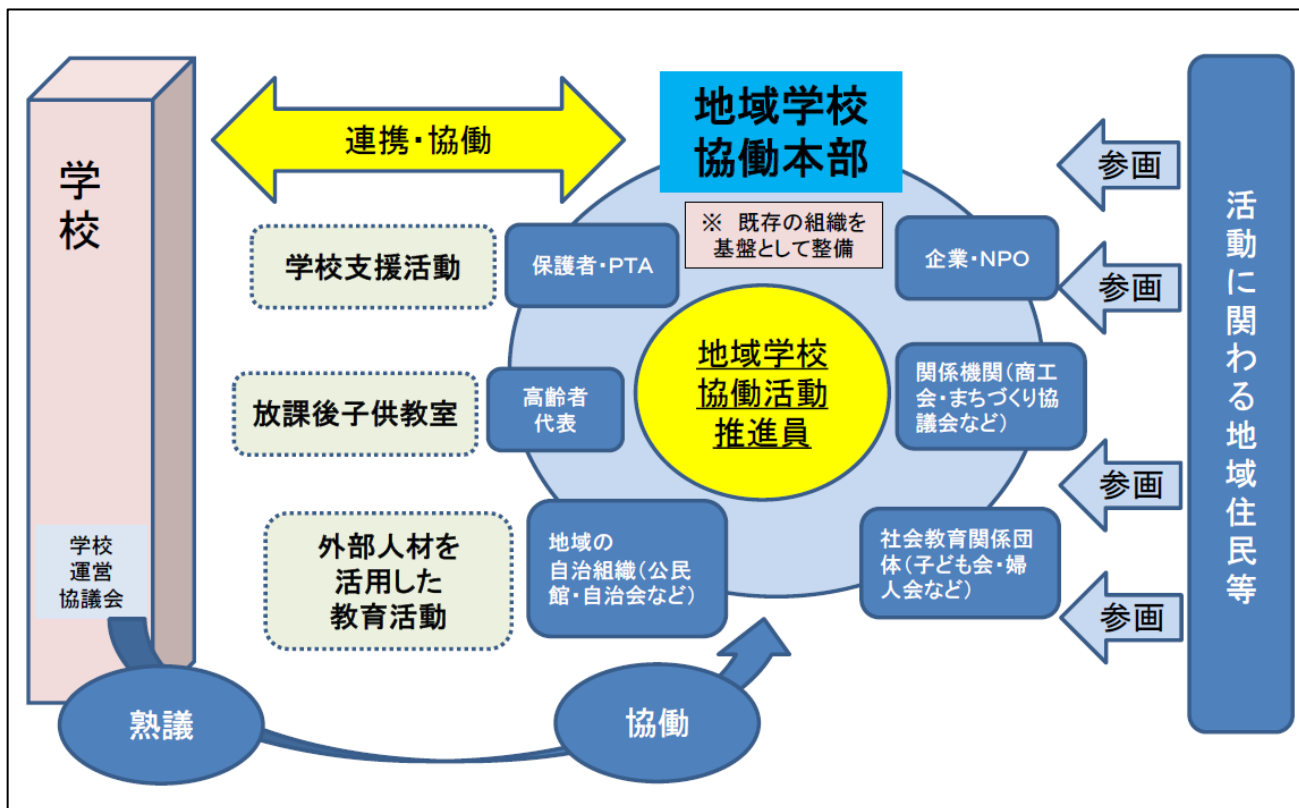
これまで「みやぎの県民総ぐるみによる教育」の推進により進められてきた学校支援地域本部や放課後子供教室、土曜日等の地域と学校の連携体制を基盤として、より多くのより幅広い層の地域住民、団体等が参画し、緩やかなネットワークを形成することにより、地域学校協働活動を推進する体制です。

#### 〈地域学校協働本部の整備にあたっての3要素〉

文部科学省では、地域学校協働活動の整備に当たり、地域による学校の「支援」から、地域と学校双方向の「連携・協働」を推進し、「個別」の活動から「総合化・ネットワーク化」へ発展させていくことを前提とし、以下を3要素として示しています。

- ① コーディネート機能
- ② 多様な活動（幅広い、より多くの住民等の参画）
- ③ 継続的な活動（地域学校協働活動の継続的・安定的な実施）

〈地域学校協働本部のイメージ図〉

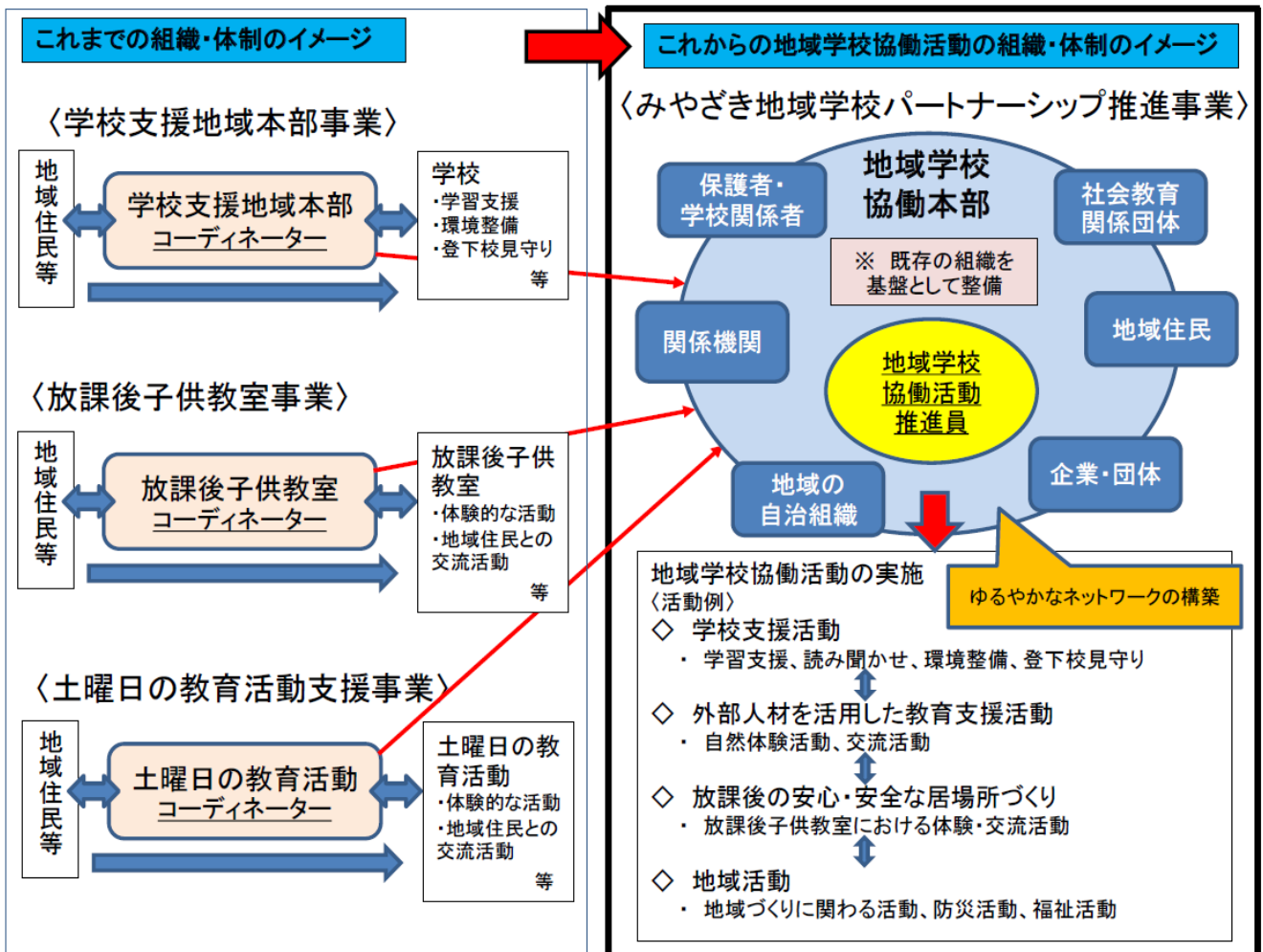




(2) 「これまでの本県の組織・体制」と「これからのみやざきならではの地域学校協働活動」の組織・体制について

これまで、本県においては、第二次宮崎県教育振興基本計画(改訂版)の中で、施策の目標1に「県民総ぐるみによる教育の推進」を掲げ、学校・家庭・地域や企業・市民団体等が一体となって取り組む教育の推進に取り組んできています。多くの市町村においては、「県民総ぐるみによる教育」を推進するにあたり、学習支援や登下校時の見守りなどの学校支援を始め、放課後の安心・安全な居場所づくりにつながる放課後支援などコーディネーターを有する様々な推進組織が設置され、多様で継続的な活動が実施されてきております。つまり、方向性としては、国と県で大きな違いはありません。

ただし、これまでの取組は、事業ごとに推進組織が整備されている現状にあり、今後は、地域と学校の連携・協働を推進する多様な既存の組織を統合し、コーディネート機能をさらに充実させることで、地域学校協働本部へと発展させることができます。



ゆるやかなネットワークとは、目的や活動によって構成員の入替等が可能な柔軟な組織

#### 4 地域学校協働活動の推進体制の整備に向けて

##### (1) 推進体制整備に向けた役割

###### ① 県の役割

県は、市町村における地域学校協働活動の推進と地域学校協働本部の組織化を支えるために、次のようなことに取り組みます。

###### ① 県全体の推進方策、評価・検証等について検討する(協議会の設置)

- ◆ 県民総ぐるみ教育推進委員会議(地域学校協働活動推進協議会)  
(各教育事務所単位)

###### ② 地域学校協働活動の実施に向けた市町村支援(人的・財政的)

〈人的支援〉

- ◆ 地域学校協働活動推進上の課題(組織の立ち上げ、推進員の確保・委嘱など)等に対する支援

〈財政的支援〉

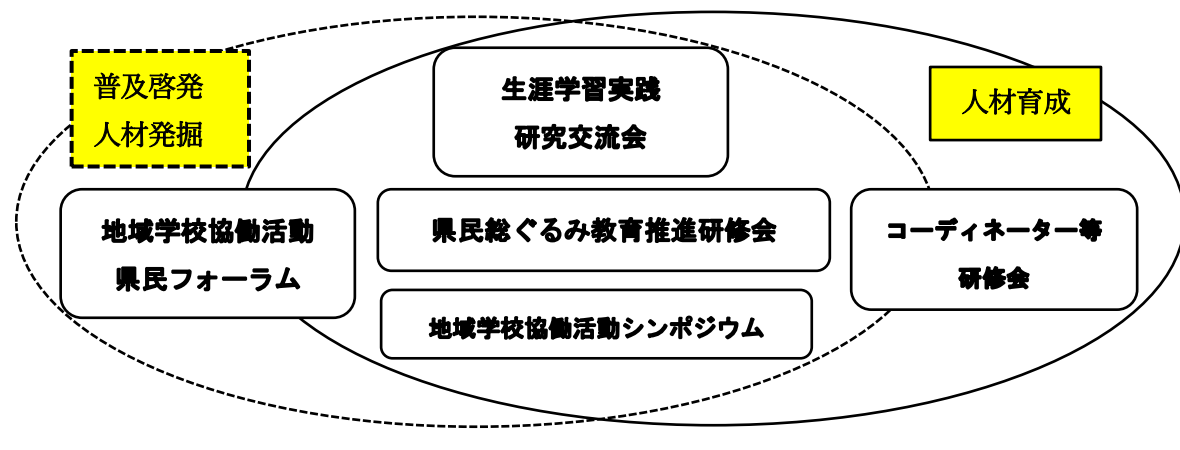
- ◆ 国庫補助事業「学校・家庭・地域連携協力推進事業」を活用した「みやざき地域学校パートナーシップ推進事業」の実施  
(国・県・市町村の1/3の補助事業)

###### ③ 地域や学校への普及・啓発(事例集の作成や事例発表など)

- ◆ 地域学校協働県民フォーラム(県教育研修センター)における事例発表
- ◆ 「みやざき地域学校パートナーシップ推進事業」実践事例集の発行

###### ④ 人材の育成・資質向上を図る研修会の実施

- ◆ 地域学校協働活動シンポジウム、  
地域学校協働活動県民フォーラム(県教育研修センター)
- ◆ コーディネーター等研修会(各教育事務所)
- ◆ 県民総ぐるみ教育推進研修会(県教育研修センター、各教育事務所)
- ◆ 生涯学習実践研究交流会(県生涯学習課、実行委員会)



## ② 市町村の役割

市町村教育委員会は、まず教育委員会における担当部署と責任者、教育委員会の他部局（主に、生涯学習・社会教育主管課と学校教育主管課の連携）や首長部局の関係部署とに役割分担を明確にするとともに、関係者との継続的な連絡体制を整備することが重要です。

その上で市町村全体における地域学校協働活動の運営方針等を検討するなど、その推進を図るために「地域学校協働活動運営委員会等の推進組織（以下、「運営委員会」という。）を設置します。また、学校内にも地域との窓口となる担当教職員を明確にする必要があります。

### 〈運営委員会設置に当たって〉

- ◆ 新たな組織を設置するのではなく、これまでの既存組織「例：〇〇町学校支援地域本部運営委員会」「例：〇〇市放課後子供教室運営委員会」等を発展させることも考えられます。

### 〈運営委員会の構成員〉

- ◆ 行政関係者（教育委員会、福祉部局やまちづくり担当部局等）、学校関係者、PTA 関係者、社会教育関係者、学識経験者等
- ※ 構成員の選出に当たっては、これまでの既存組織のメンバーをもとに、市町村の特色や実情等を踏まえ、新しい組織や団体等のメンバーを加えるなど幅広い住民等参画による運営が期待されます。

### 〈運営委員会での検討内容（例）〉

- 地域学校協働活動の推進についての市町村教育振興基本計画等への位置付け
- 首長部局（福祉部局・まちづくり担当部局等）と連携・協働した施策の策定・実施
- 地域学校協働本部の設置と活動場所の確保
- 地域学校協働活動推進員の委嘱と配置
- 地域学校協働活動の評価・検証
- PTA や保護者、地域住民、学校関係者に対する積極的な普及・啓発、理解の促進
- 地域住民及び地域団体、関係機関、企業等のネットワーク化の促進
- 地域学校協働活動推進員やボランティア、教職員等の研修機会の確保と内容の充実
- 安全・安心な活動のための危機・安全管理、個人情報管理対策
- 地域学校協働活動の普及・振興に向けた取組事例の収集と発信
- 学校や公民館との社会教育施設における交流の場の設置促進 等



話し合う内容が、いっぱいじゃなあ～。  
ただ、最初から全てやるのではなく、それぞれの市町村の実情に合わせて、できるところから少しずつ取り組めばいいのじゃよ～。



## (2) 地域学校協働本部の設置等について

これまでの学校支援地域本部においては、地域コーディネーターを中心に教育委員会行政職員や学校関係者、PTA等が構成員となる市町村が多かったようです。地域学校協働本部においても、これまでの既存組織(学校支援地域本部や放課後子供教室運営委員会等)の構成員を基盤に、組織を編成することが有効であると考えます。

地域学校協働本部においては、市町村が委嘱する地域学校協働活動推進員及び学校の地域連携担当教職員(必要に応じて)が地域学校協働本部の核として、地域と学校をつなぐ役割を担うことが期待されます。その際、活動に合わせて、PTA関係者や公民館関係者、企業、NPOなど多様な地域住民の参画を促し、継続した活動につながる緩やかなネットワークを構築することが求められます。

### ① 地域学校協働本部の構成員

- ◆ 地域学校協働活動推進員、学校関係者、保護者・PTA、地域の自治組織、社会教育関係団体、企業・団体などの多様な地域住民
- ※ 地域の実情や実態に応じ、市町村教育委員会がメンバーを選定

### ② 地域学校協働本部における検討内容

- ◆ 地域学校協働活動の目標の共有・具体的な取組の検討(構成員の紹介、地域や学校の課題の洗い出し、地域づくりや人づくりに関する目的や目標の協議・共有、具体的な取組の検討・検証など)

## 地域学校協働本部のポイント (3M)

- ☆ 魅力的な地域づくり・人づくりを目指して
- ☆ みんなの力を結集して
- ☆ 無理なく持続可能な取組をできることから

進めていきましょう。



### ③ 地域学校協働活動推進員

社会教育法第9条の7では、教育委員会が地域学校協働活動推進員を委嘱できると定められており、これまでの地域コーディネーターは、今後、地域学校協働活動推進員として委嘱していただくことが望まれます。(委嘱の詳細については、P19～22を参照)

なお、中学校区及び学校区ごとに本部を設置する場合は、複数いる推進員を統括し、支援や助言しながら、地域学校協働活動を推進する全体的な調整役として統括的な地域学校協働活動推進員を位置付けることも有効です。

#### ◆ 地域学校協働活動推進員の役割

- 地域や学校の実情に応じた地域学校協働活動の企画・立案
- 学校や地域住民、企業・団体・機関等の関係者との連絡・調整
- 地域ボランティアの募集・確保
- 地域学校協働本部の事務処理・経費処理
- 地域住民への情報提供・助言・活動促進 等

※ 参考資料P50～54参照

#### ◆ 地域学校協働活動推進員の候補となる人材

- これまでのコーディネーターやその経験者
- 地域と学校の連携・協働した活動に地域ボランティアとして活動している方
- P T A関係者、P T A活動の経験者
- 退職した校長や教職員
- 自治会、青年会等の地域関係団体の関係者
- 地域や学校の特色や実情を理解する企業、N P O、団体等の関係者 等

#### ◆ 地域学校協働活動推進員に望まれる資質・能力

- 地域学校協働活動の推進に熱意と識見を有する方
- 地域学校協働活動への深い関心と理解がある方
- 地域の住民、団体、機関等の関係者をよく理解している方
- 地域の実情や教育方針に理解がある方
- 地域住民や学校、行政関係者等と協力して活動を円滑に進めることができるコミュニケーション能力があり、人と人とをつなぐことができる方
- 地域課題についての問題提起、整理、解決先の構築等を仲間と共に進めることができるファシリテート能力にたけている方 等

#### ④ 地域連携担当(学校)

地域連携担当は、学校において地域学校協働活動を推進します。地域学校協働活動を推進する上での学校側の窓口となります。

場合によっては、地域学校協働本部の構成員に含めることも考えられます。地域連携担当の教職員として、<sup>※1</sup>社会教育主事有資格者を有効に活用することも有効です。また、教員が子供と向き合う時間を確保する観点等から、事務職員を活用することも考えられます。

※1 教職員の社会教育主事資格取得…教職員は、5年以上文部科学大臣の指定する教育に関する職にあったもので、文部科学大臣の委嘱を受けた大学その他の教育機関において行われる社会教育主事の講習を受けた者が資格取得できる。本県では、原則として熊本大学又は国立教育政策研究所社会教育研究センターの講習を受講する。

#### ◆ 地域連携担当の職務(例)

- 地域と連携・協働した教育活動の総合調整
  - ・ 計画の作成及び改善(目標・活動計画等)、年間計画の位置付け
  - ・ 地域と学校の連携・協働についての校内研修の企画・運営
- 連絡・調整や情報収集・発信
  - ・ 学校からの地域との連携・協働に関する情報発信と地域の情報収集
  - ・ 地域との連携・協働に関する研修会(県民総ぐるみ教育推進研修会、地域学校協働活動シンポジウム、地域学校協働県民フォーラム等)への参加と校内における伝達
  - ・ 地域学校協働活動推進員との連絡・調整
  - ・ 地域団体やボランティア、アシスト企業等との連絡・調整
- 地域と連携・協働した教育活動の実践と評価
  - ・ 校内での効果的な活動に向けた支援、学校から地域に向けた活動への支援
  - ・ 計画や活動内容等についての評価と次年度に向けた改善

#### 五ヶ瀬地区学校支援室(事務共同実施)の取組(例)

五ヶ瀬町では、事務職員の方が学校の地域連携担当教職員として、地域と学校をつなぐ役割を担われています。例えば、<sup>※2</sup>G授業等における支援室の取組として、

- ①各校を行き来するバスの手配 ②おたすけ隊(地域ボランティア)の手配
- ③授業の支援(必要な物品の購入、授業準備の補助)

また、事務職員が地域活動(町の福祉まつり、地区対抗バレーボール大会、フロアカーリング大会)へ積極的に参加されています。その結果、次のような成果が表れています。

- ①教員の負担軽減(ボランティアの確保、バス等の日程調整など)
- ②学校と地域のつながりの強化(支援室の人脈の広がり、地域への貢献)
- ③児童・生徒の体験活動の充実



※2 G授業とは、各学年、各教科や総合的な学習の時間の学習内容に適した人数や学習形態で授業を行うことができるよう、町内の4つの小学校と1つの中学校の学校間の垣根を取り払って行う授業です。

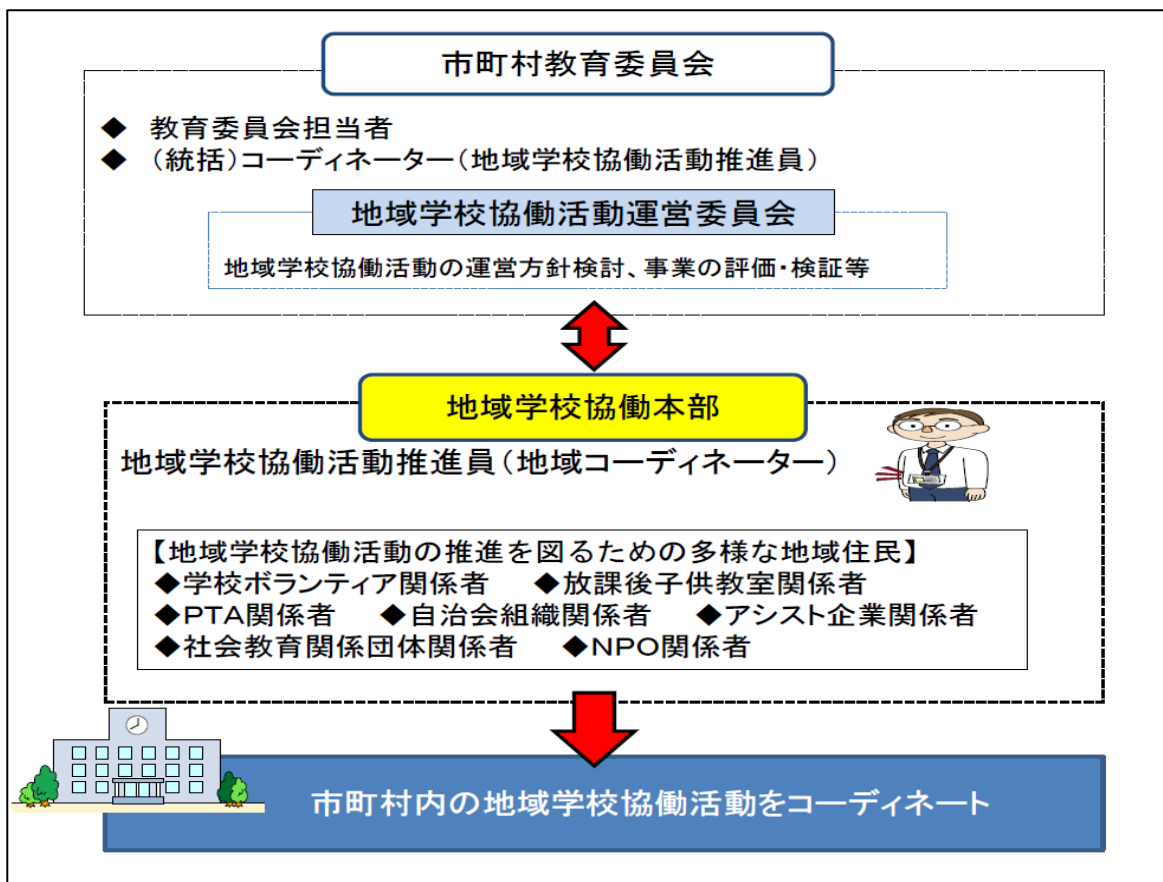
⑤ 地域学校協働本部の設置例

地域学校協働活動を進めるに当たっては、地域学校協働本部の設置等地域学校協働活動を推進する体制づくりが必要になります。

体制づくりに当たっては、市町村においては、市町村教育委員会が学校と協議しながら既存の組織を基盤とし、市町村の実態や実情に合わせて進めていくことになります。

地域学校協働本部の設置を、市町村で1本部とするのか、中学校区ごとに設置するのか、全ての学校に設置するのかについては、自治体や学校の規模等を考慮しながら、持続可能で効果的な体制整備を進めてことが大切です。

ア 自治体に1本部の例

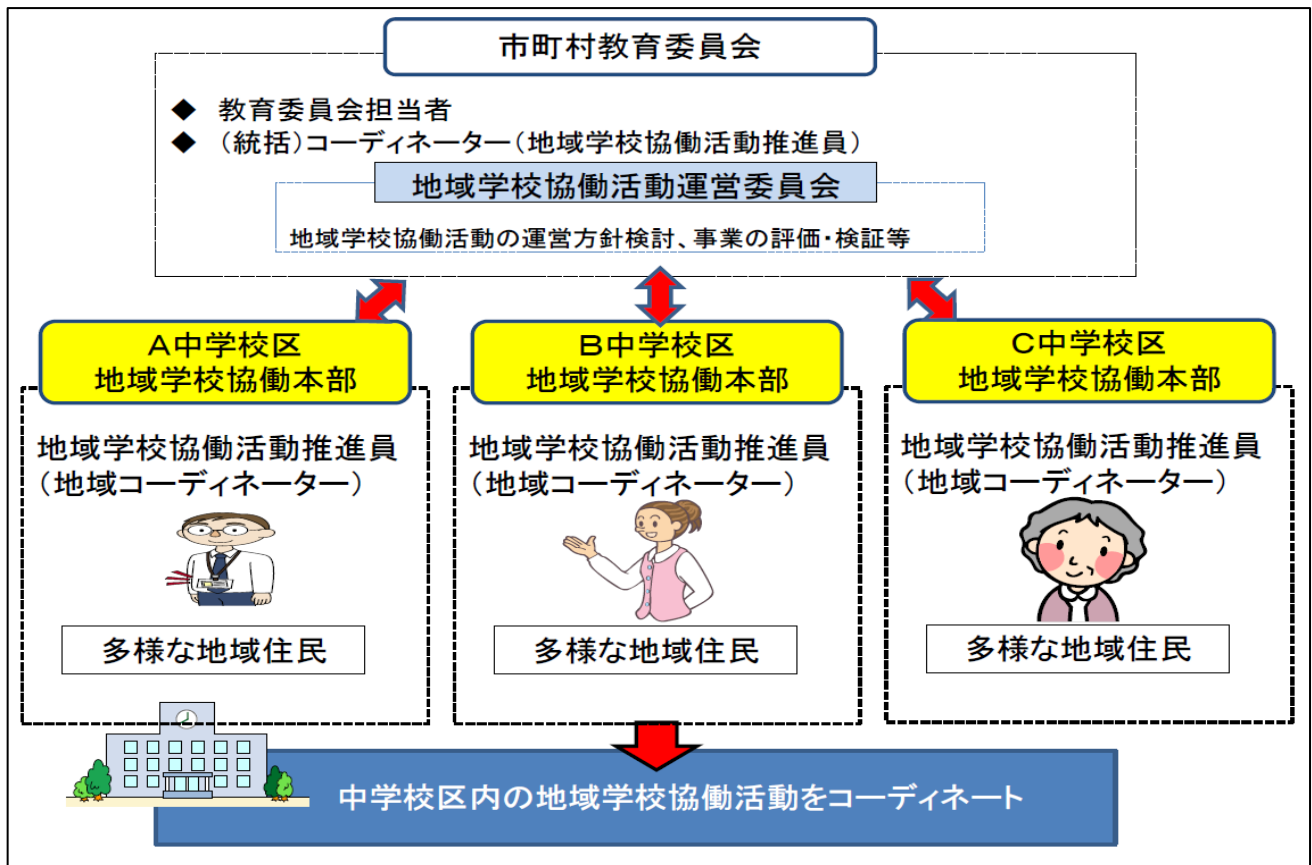


〈考えられる例〉

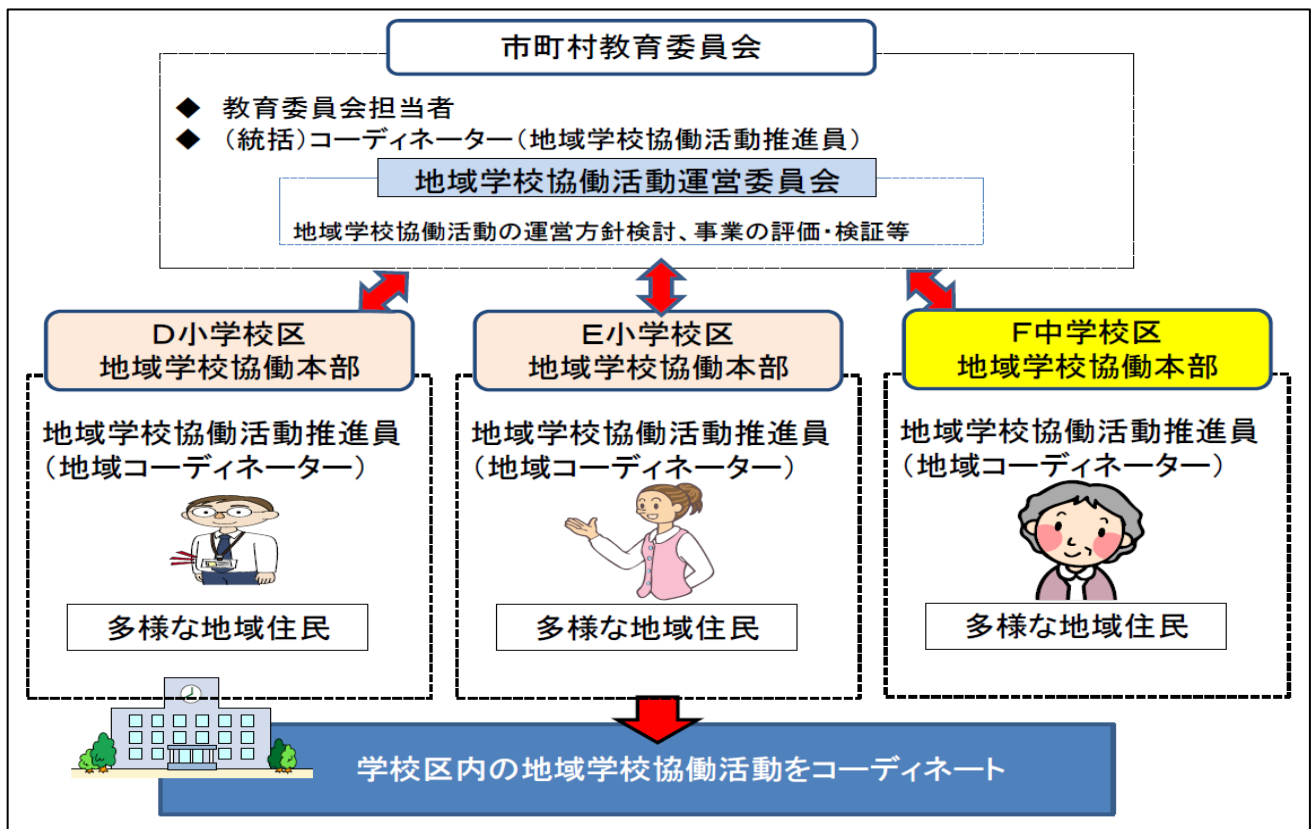
自治体に1本部の場合、「地域学校協働活動運営委員会」と「地域学校協働本部」が同じ構成員になることも考えられることから、本部を運営委員会と兼ねる組織として位置付けることも考えられる。その場合、構成員の中に、教育委員会担当者も含むことが望ましい。

なお、地域学校協働本部は、「〇〇地域協働ネットワーク(仮称)」等、地域の実態等に合わせた名称にすることも可能である。

イ 中学校区ごとの設置例



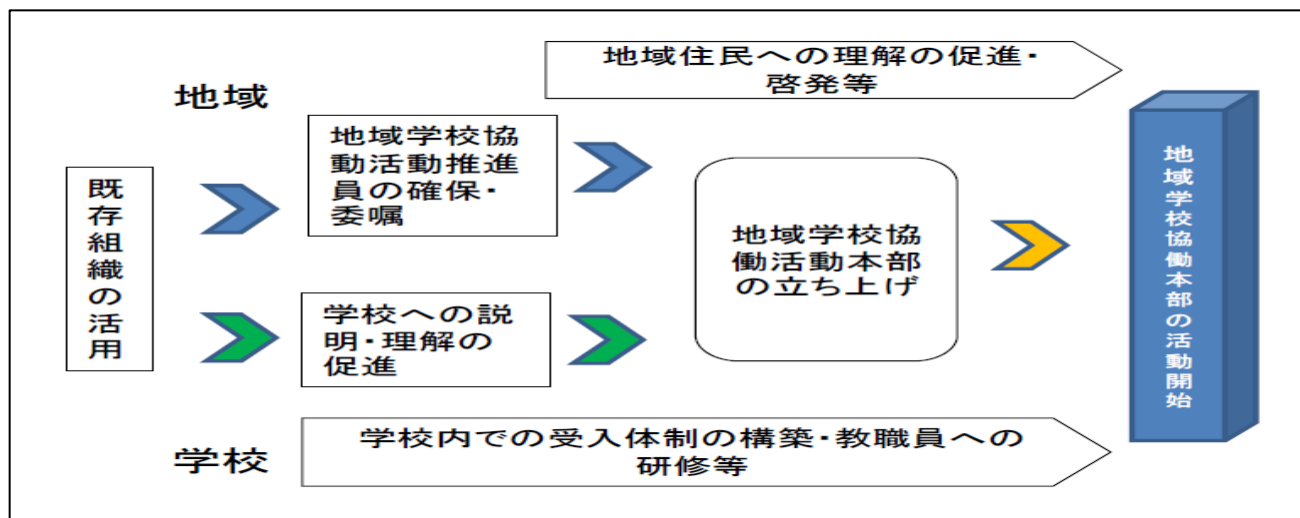
ウ 学校区ごとの設置例



### (3) 地域学校協働本部の立ち上げのプロセス例

#### ① 既存の組織があり、地域学校協働本部に移行する場合

これまで各地域において行ってきた活動や今ある組織を基盤に、できるところから、できる範囲で、徐々に地域学校協働本部へと移行していく方法も考えられます。



#### 基盤となる既存組織（例）

- 学校支援地域本部      ■ 放課後子供教室運営委員会      ■ 地域づくり協議会
- 青少年育成連絡協議会      ■ ○○子育て育成連絡協議会      など

〈学校支援地域本部や放課後子供教室等を基盤に「地域学校協働本部」へ移行するパターン〉

#### 〈ステップ1〉第1回地域学校協働本部準備委員会（仮称）の開催

まずは、市町村教育委員会が主体となり、既存の組織における協議会等で、地域学校協働本部への発展・充実に向けての基本的な内容等の共通理解を図ることが重要です。

#### （共通理解事項・協議内容 例）

- これまでの学校支援と地域学校協働活動のちがい
- 地域学校協働活動の趣旨を生かした放課後子供教室の運営とは（実施市町村）
- 地域学校協働活動の趣旨を生かした外部人材を活用した教育活動とは（実施市町村）
- 設置要綱・規約等の検討①（現在のあるものを見直す。）
- 本部の構成員の検討①
  - ・ 地域学校協働活動推進員について
  - ・ 多様な住民の活用について（新たな団体や機関等のメンバーを組み込むかどうか）



〈ステップ2〉 第2回地域学校協働本部準備委員会（仮称）の開催

地域学校協働本部の構成員や地域学校協働活動推進員の人選など地域学校協働本部の立ち上げに向けた具体的な内容について協議する。

（共通理解事項・協議内容 例）

- 設置要綱・規約等の検討②
- 本部の構成員の検討②
- 地域学校協働活動の先進事例の共通理解

【市町村における手続き等】

- 地域学校協働活動推進員の委嘱
- 地域学校協働本部の構成員の確定（必要に応じて、新たなメンバーへの依頼）
- 実態把握（地域の願い、学校の願い、要望等（アンケートの実施））

第1回〇〇学校区地域学校協働本部の開催

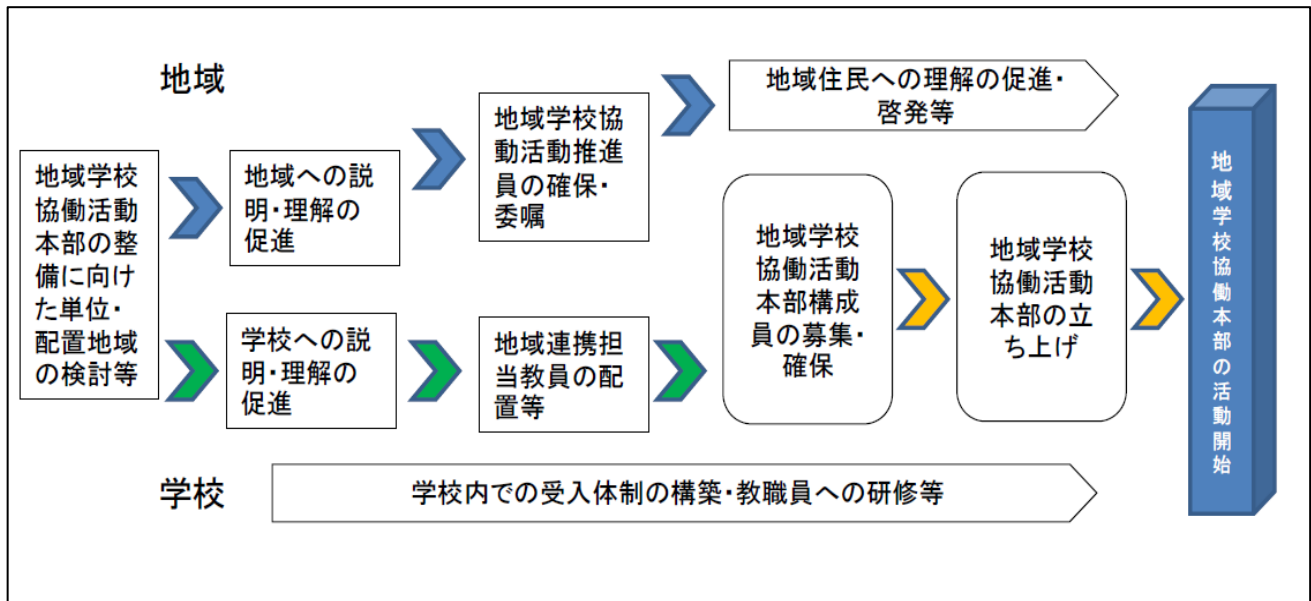
- 地域学校協働活動の共通理解・目的や目標の共有・具体的な取組検討
  - ・ 地域学校協働活動推進員及び構成員の紹介
  - ・ 地域や学校の課題の洗い出し、学校教育目標の確認（地域学校協働活動の趣旨に照らして）
  - ・ 地域や学校における「地域づくり」や「人づくり」に関する目的や目標の協議・共有
  - ・ 〇〇市・町・村の地域学校協働活動の具体的な取組

地域学校協働本部の活動開始

② 既存の組織がなく、新たに組織を立ち上げる場合

地域学校協働本部については、各市町村の実情に応じて、組織編成や構成員を工夫しながら立ち上げていくこととなりますが、市町村の教育施策の方針として組織的に立ち上げる場合には、次のようなプロセスが考えられます。

基本的には、市町村教育委員会が主体となり、地域学校協働本部設立準備委員会等（既存の組織を活用することも考えられる。）で方向性を検討しながら計画的に進めます。



〈ステップ1〉 地域学校協働本部の整備に向けた検討

※ 準備委員会等の場で、設立に向けた基本的な内容を協議します。

- 設置要綱・規約等の検討
- 配置地域の検討（市町村に1本部 or 中学校区ごと or 学校区ごと）
- 本部の構成員の検討（地域学校協働活動推進員の委嘱に関する検討も含む）

〈ステップ2〉 地域・学校への説明と理解の促進

※ 学校の地域連携担当と連携して行うことが効果的です。

- 各種会議や広報等での地域や学校への普及・啓発



〈ステップ3〉 地域学校協働本部の構成員の確保

※ 地域連携担当者を構成員とするかどうかについては、学校や地域の実情に応じて検討します。

- 地域学校協働活動推進員（地域コーディネーター）
- ボランティア等多様な地域住民（例：PTA、公民館、企業・団体…）
- ※ 地域連携担当（学校）

〈ステップ4〉 打合せ会（本部ごと）の実施

※ 本部運営、事業内容、活動場所やコーディネート方策等について検討します。

- 本部運営についての検討
- 事業計画

〈ステップ5〉 地域学校協働本部立ち上げの会の開催

※ 本部が目指すところを全体で共通理解を図るとともに、本部間の連携・協働体制を確認します。

- 各本部運営についての共通理解
- 本部間のネットワーク構築

地域学校協働本部の活動開始

#### (4) 地域学校協働本部設置要綱（例）

〇〇中学校区地域学校協働本部設置要綱（教育委員会が制定する場合の例）

（目的）

第1条 この要綱は、〇〇市立〇〇中学校区内において、市教育委員会の教育方針や学校の教育方針・目標に基づき、地域と学校が連携・協働した教育活動（地域学校協働）を行い、教育活動の充実を図るために整備される、地域総ぐるみで子供を育てる組織の設置について必要な事項を定めるものとする。

（名称）

第2条 この組織は、〇〇中学校区地域学校協働本部（以下、「協働本部」という。）と称する。

（組織）

第3条 協働本部は、次に掲げる構成員により組織する。

- (1) 地域学校協働活動推進員
- (2) 地域ボランティア代表
- (3) 放課後子供教室代表
- (4) 外部人材を活用した教育活動代表
- (5) 地域連携担当教職員
- (6) その他（本部長が必要に応じて招集する地域関係団体等）

2 協働本部に本部長を置き、地域学校協働活動推進員をもって充てる。

（地域学校協働推進員の役割）

第4条 地域学校協働活動推進員は、市教育委員会及び学校の方針を踏まえ、地域ボランティアと連絡・調整を図りながら、学校区内における一体的・効果的な地域学校協働活動の推進を図る。また、学校の地域連携担当と連絡・調整を図りながら、学校のニーズと地域住民の思いをつなげ、多様な地域住民がボランティアとして参画する教育活動を推進する。

（選任）

第5条 構成員は、次に掲げる手続きにより選任する。

- (1) 地域学校協働活動推進員は、市教育委員会が委嘱する。
- (2) 地域ボランティア代表、放課後子供教室代表、外部人材を活用した教育活動代表は、市教育委員会が依頼する。
- (3) 地域連携担当は、各学校の校務分掌に位置付けられた教職員をもって充てる。
- (4) その他の地域関係団体等は、活動の趣旨や内容によって必要に応じ本部長が推薦し、市教育委員会が依頼する。

（事業）

第6条 協働本部は、第1条の目的を達成するために、以下に掲げる活動を行う。

- (1) 学校支援活動及び地域と学校が連携・協働した活動
- (2) 放課後子供教室
- (3) 外部人材を活用した教育活動
- (4) その他、第1条の目的を達成するために必要な事業

（推進会議）

第7条 協働本部は、構成員、PTA関係者、学校関係者（校長、教頭等）、地域関係団体代表等による構成される運営委員会を年2回実施し、活動の企画・立案、評価・検証を行うものとする。

2 推進会議は、本部長が招集し、本部長が議長となる。

（会計）

第8条 本会の経費は、市が交付する補助金をもって充てる。

2 本会の会計年度は、4月1日から翌年の3月31日までとする。

（保険）

第9条 第6条に掲げる事業を実施する場合、事故等に対応するため、〇〇市社会福祉協議会のボランティア保険に加入するものとする。

（事務局）

第10条 協働本部の事務局は、〇〇地区公民館内（〇〇市〇〇町〇一〇）に置く。

2 事務局長は、本部長をもって充てる。

（遵守事項）

第11条 本活動は、政治活動・宗教活動及び営利目的の活動を行わず、またこれを利用しない。

2 構成員は、児童その他関係者の個人情報保護に万全を期すものとし、事業の実施を通じて知り得た情報については、これを外部に漏らしてはならない。

（委任）

第12条 この要綱の施行に関し必要な事項は、推進会議において定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

## (5) 地域学校協働活動推進員設置要綱(例)

### <地域学校協働活動推進員設置要綱の例(①新規で策定する場合)>

#### 〇〇市地域学校協働活動推進員設置要綱

##### (趣旨)

第1条 この要綱は、社会教育法第九条の七第一項に基づき〇〇市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が委嘱する地域学校協働活動推進員(以下「推進員」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

##### (目的)

第2条 推進員は、社会教育法第五条第二項に基づく地域学校協働活動に関する事項につき、教育委員会の施策に協力して、地域住民等と学校との間の情報の共有を図るとともに、地域学校協働活動を行う地域住民等に対する助言その他の援助を行う。

##### (設置)

第3条 教育委員会は、〇〇市立の各小・中学校区(以下「学校区」という。)に推進員を置くことができる。

##### (定数)

第4条 推進員の数は、地域の実情を考慮のうえ、各学校区〇名程度を原則とする。ただし、同一の推進員が複数の学校区を担当することを妨げない

##### (資格及び委嘱)

第5条 推進員の委嘱は、次の各号の全ての資格要件に該当する者のうちから、当該学校区の学校長及び公民館長の推薦により、教育委員会がこれを行う。

- (1) 地域において社会的信望がある者
- (2) 地域学校協働活動の推進に熱意と識見を有する者

##### (委嘱期間及び解職)

第6条 推進員の委嘱期間は、委嘱を受けた日からその日が属する年度の翌年度の末日までとする。ただし、再任は妨げない。

2 教育委員会は、推進員が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、これを解職することができる。

- (1) 心身の故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えられないと認められる場合
- (2) その他推進員としてふさわしくない行為を行ったと認められる場合

##### (職務)

第7条 推進員の職務は、次の各号のとおりとする。

- (1) 地域の教育課題解決に必要な総合的な連絡調整に関する活動
- (2) 地域・学校の教育活動への支援や企画、参加促進に関する活動
- (3) 学校運営協議会その他必要な協議体との連携調整に関する活動
- (4) その他推進員の設置の目的を達成するために必要な活動

##### (推進員協議会)

第8条 教育委員会は、次の各号に掲げる事項を協議するため、必要に応じて推進員協議会を開催することができる。

- (1) 推進員の行う活動や教育課題等についての情報交換に関すること。
- (2) 地域の教育課題等についての研究・協議・提言等に関すること。
- (3) その他推進員の目的を達成するため必要な事項に関すること。

##### (服務)

第9条 推進員は、次の各号に掲げる事項を遵守し、誠実かつ公正に職務を遂行しなければならない。

- (1) 法令及びこの要綱等に従い、かつ、教育委員会の指揮監督を受け、職務上の命令に従わなければならない。
- (2) その職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。
- (3) その職務上の地位を特定の目的のために利用してはならない。

##### (秘密の保持)

第10条 推進員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

##### (事務局)

第11条 推進員及び推進員協議会の庶務は、教育委員会〇〇〇課において処理する。

##### (費用弁償等)

第12条 推進員が活動に要する経費、またはその他の経費については、別途定める。

##### (委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、推進員に関し必要な事項は、別に教育委員会が定める。

##### 付 則

##### (施行期日)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

＜地域学校協働活動推進員設置要領の例（②既存のコーディネーターの要綱等を改定する場合）＞

●●町地域学校協働学校支援地域本部事業地域学校協働活動推進員学校支援コーディネーター設置要領

(趣旨)

第1条 この要領は、社会教育法第九条の七第一項及び◇◇町地域学校協働学校支援地域本部事業実施要綱第◇条第◇項の規定に基づき、地域学校協働活動推進員学校支援コーディネーター(以下「推進員コーディネーター」という。)に関する必要な事項を定めるものとする。

(委嘱)

第2条 推進員コーディネーターは、●●町立小学校及び中学校(以下「学校」という。)の教育活動を熟知し、社会的信望があり、地域学校協働活動の推進に熱意と識見を有する者のうちから、●●町教育委員会(以下「委員会」という。)が委嘱する。

(活動内容)

第3条 推進員コーディネーターの活動内容は、次のとおりとする。

- (1) 学校の関係者及び地域ボランティアとの連絡及び調整に関すること。
- (2) 地域ボランティアに係る情報収集、登録、配置、育成等に関すること。
- (3) 学校への地域ボランティアに係る情報の提供に関すること。
- (4) 前各号に掲げる活動内容のほか、委員会が必要と認めること。

(承諾)

第4条 推進員コーディネーターは、第2条の規定により委嘱される場合、承諾書(第1号様式)を委員会に提出しなければならない。

(活動状況の管理及び活動記録の作成)

第5条 推進員コーディネーターは、活動状況を報告するため、地域学校協働活動推進員学校支援コーディネーター活動簿(第2号様式)及び地域学校協働活動推進員学校支援コーディネーター活動状況報告書(第3号様式)を委員会に提出しなければならない。

(活動日及び活動時間)

第6条 推進員コーディネーターが活動する日は、◇◇◇とする。

2 推進員コーディネーターが活動する時間は、◇◇◇とする。

(身分証)

第7条 委員会は、第2条の規定により委嘱した推進員コーディネーターに対し、身分証(第4号様式)を交付する。

2 推進員コーディネーターは、業務に従事するときは、常に身分証を所持しなければならない。

(謝礼)

第8条 委員会は、推進員コーディネーターの活動に対し、予算の範囲内で謝礼を支払うものとする。

(任期)

第9条 推進員コーディネーターの任期は、委嘱の日から◇年間とする。ただし、再任を妨げない。

(委嘱の辞退)

第10条 推進員コーディネーターは、前条の任期の満了前に委嘱を辞退しようとするときは、◇日前までに委員会に申し出なければならないものとする。

(委嘱の解除)

第11条 委員会は、推進員コーディネーターが次の各号のいずれかに該当する場合は、任期の満了前であっても委嘱を解くものとする。

- (1) 推進員コーディネーターの活動を怠った場合
- (2) 心身の故障のため、活動の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合
- (3) 推進員コーディネーターとしての活動の実績が良くない場合
- (4) 推進員コーディネーターとしてふさわしくない行為があった場合

(守秘義務)

第12条 推進員コーディネーターは、委員会又は学校の許可があった場合を除き、その活動上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(委任)

第13条 この要領に定めるもののほか、この要領の施行について必要な事項は、●●町教育委員会事務局◇◇課長が別に定める。

付 則

この要領は、平成296年95月1日から施行する。



＜推薦書の例＞

平成〇〇年度 地域学校協働活動推進員 推薦書

平成 年 月 日

〇〇市教育委員会様

〇〇市立 学校  
校長名 (印)

下記の者を、平成〇〇年度地域学校協働活動推進員として推薦します。

記

氏名（フリガナ）	
生年月日	
自宅住所・電話	〒 TEL
推薦の理由	

＜委嘱の通知・委嘱状の例＞

<p style="text-align: right;">◆◆●〇第〇〇〇号 平成〇〇年◆月●日</p> <p>文科 未来 様</p> <p style="text-align: right;">◆◆市教育委員会</p> <p>選任通知書</p> <p>社会教育法第九条の七第一項及び◆◆市地域学校協働活動推進員設置要綱に基づく地域学校協働活動推進員を下記のとおり委嘱します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>所掌業務 地域学校協働活動の企画、地域学校協働活動に係るボランティア活動の実施、事業の推進に関わる指導及び助言・評価、成果の普及及び広報等 ほか</p> <p>報酬等 1時間当たり〇〇〇円を謝金として支払う</p> <p>任期 委嘱の日から平成〇〇年▲月◆日まで</p> <p style="text-align: right;">（文書取扱：教育委員会〇◇課）</p>	<p style="text-align: center;">委嘱状</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">文科 未来 様</p> <p style="text-align: center;">◆◆市地域学校協働活動推進員を委嘱します</p> <p>任期は 平成〇〇年◆月●日から 平成〇〇年▲月◆日までとします</p> </div> <p style="text-align: center;">平成〇〇年◆月●日</p> <p style="text-align: center;">◆◆市教育委員会</p>
---	--

※本参考手引に示している要綱等はいくまで例示です。各自治体の規定に沿って策定・改正等をお願いします。

## 5 地域学校協働活動を進める上でのポイント

本県では、平成 23 年策定した「第二次宮崎県教育振興基本計画」の中において、「県民総ぐるみによる教育の推進」を掲げ、学校・家庭・地域や企業・市民団体等が一体となって取り組む教育の推進に取り組んでいます。このことを踏まえ、「みんなで育てるみやざきっ子ポイント5」を作成しています。

### 〈みんなで育てるみやざきっ子ポイント5〉

#### **ポイント1** みんな子供に育てたいという「目的・目標」を共有化しましょう!

例えば「あいさつが大きな声のできる子供を育てたい。」等、こんな子供に育てたいという思いを、地域全体で共有することから始めましょう。

また、活動のねらいに応じて、学校と地域との役割分担や、支援の内容を明確にすることも大切です。

「地域の子供は地域で育てる」「子供は地域の宝」を基本理念とし、宮崎の未来を担う子供達の育成に、県民総ぐるみで取り組んでいきましょう!



#### **ポイント2** 互いの「ニーズや課題」を理解し合いましょう!

「学校はどのような支援を必要としているのか」「地域や保護者、企業はどのような支援ができるのか」「地域や企業は学校に対してどのようなニーズがあるのか」等について、情報交換の場を設定したり、互いに情報発信をしたりすることで、相互理解に努めることが必要です。

また、支援する側にとっても、自己の学びや経験を生かすことは、新たな学びの場になることから、学校を、「子供の学びの場」だけでなく、「大人の学びの場」としてもとらえ、互いに学び合う場としての学校づくりを進めましょう。

#### **ポイント3** 「多様な関係者を含むネットワークづくり」を進めましょう!

互いにメリットのある、無理のない相互の支援体制づくりに向けて、いろいろな分野の方とのネットワークを構築していくために、学校においては人材バンクの整備・充実を図る等、年次的に段階をおって、ネットワークの輪を広げていくことが大切です。

日頃からのコミュニケーションを図ることで、相互の「信頼関係づくり」に努めましょう。

#### **ポイント4** 「できる時に、できることから」を合言葉に進めましょう!

子供達の成長を願う気持ちは皆同じです。その気持ちを大切に、地域や企業の方々、参加しやすい学校行事の工夫・改善に努めたり、保護者や学校の職員が、積極的に地域の行事に参加したりすることで、互いに顔や名前を知り合い、絆が深まり、子供達を中心に据えた取組のさらなる充実につながります。

「できる時に、できることから」を合言葉に、「子供のために、わたしも一役」運動の気運を高め、継続できる取組にしていきましょう。

#### **ポイント5** 「コーディネートの役割を果たす人材」を発掘・育成しましょう!



学校、地域、企業ともに窓口となる方やコーディネートする方の存在が必要です。特に、担当者一人に負担がかからないように、活動内容や支援内容によって担当を変えたりする等、複数の担当者で対応する等の工夫も大切です。そのような手立てが、新たな担当者の育成や活動の継続にもつながります。

みんなでみやざきっ子を育てていきましょう!

このようなこれまでの取組を継続しつつ、地域の実情等に応じ、以下の3つのポイントを踏まえ、活動内容を改善していくことで、地域学校協働活動へと発展させていきましょう。

### 〈地域学校協働活動のポイント〉

- 目的や目標の共有
- 一方向の「支援」から双方向の「連携・協働」へ
- 個別の活動から総合化・ネットワーク化した活動への転換

#### (1) 目的や目標の共有

目的や目標を地域と学校が共有することの意味は、教育責任を双方で受けもつということです。これまでは、学校の教育目標や学習の目標を具現化するために、地域の方々の力を活用するというスタンスでの支援が主でした。

目的や目標を共有することで、地域住民も子供たちの成長を支える当事者として主体的に関わるようになります。

このことを意識しながら、活動に向けた会議や打合せの内容を工夫しましょう。

#### 実践例① 地域と学校の連携・協働に向けたワークショップの開催

年度当初に、学校と地域学校協働本部のメンバー（例：地域学校協働活動推進員（地域コーディネーター）、ボランティアの代表、地域の関係団体など）でワークショップを開催する。（※ 例えば、当面は、地域づくり協議会や子育て育成連絡協議会などの既存の協議会等を活用し、協議することも考えられます。）

#### 〈ワークショップの例〉

- 学校や地域の課題を洗い出し、共有する。
- どんな子供たちを育てたいのか、どんな地域にしたいのかについて話し合う。
- 地域は、学校にどんなことができるのか。学校は、地域にどんなことができるのか。
- これから一緒にどんなことができそうか。



学校や地域の課題、子供たちの成長に向けての共通の目標を広く周知



課題や目標を踏まえて、各活動を改善



課題や目標を反映した活動の実施

## 実践例② 放課後子供教室の活動計画立案に係るワークショップの開催

放課後子供教室に関わる様々な方の思いをつなぎ合わせて、放課後子供教室の活動計画を立案する。

### 〈学校側の思い〉

- ・学習習慣・生活習慣を身に付ける。
- ・誰にでもあいさつがきちんとできる。
- ・相手の立場になって考えられる。
- ・自分が住んでいる地域に関心をもつ。
- ・様々な体験を積んでほしい。

### 〈放課後子供教室スタッフの思い〉

- ・友達と仲よく活動してほしい。
- ・あいさつや後片付けがきちんとできる。
- ・人とのふれあいや体験を大切にしたい。
- ・自分の気持ちをしっかり伝えられる。
- ・学習習慣や生活習慣を身に付ける。

### 〈家庭の思い〉

- ・安心・安全な放課後の居場所をつくってほしい。
- ・友達となかよくすごしてほしい。
- ・地域の方などとのふれあいや体験などをとおして、家庭でできない有意義な時間にしてほしい。

### 〈地域の思い〉

- ・地域の子供たちとふれあいたい。
- ・体験をとおして地域の自然や文化を、学んでほしい。
- ・子供たちが安心して過ごせる環境をつくりたい。



〈教室スタッフ等をはじめとする関係者を交えて、地域学校協働本部で活動方針を決める〉

- 始めのあいさつと終わりのあいさつをしっかりさせます。
- 学習と体験や遊びの区別をしっかり付けます。
- 地域の方との交流や地域ならではの多様な体験活動を実施します。
- 友だちと協力して取り組む活動を積極的に取り入れます。
- 活動の感想やお礼など、しっかり伝えられるようにします。 など



活動方針を踏まえ、活動計画を立案



学校と放課後子供教室が同じ方向で子供たちを育成



## (2) 一方向の「支援」から双方向の「連携・協働」へ

ポイントの 2 つ目は、地域から学校への一方向の支援活動で終わらせるのではなく、学校（子供たち）から地域等へのアプローチという方向への活動へと発展させることが、重要になります。

今後は、地域課題の解決に向けた活動において、「子供たちの力を生かす」、「子供たちの主体的な参加を促す」といった視点で改善を図ることで、これからの地域づくりの担い手としての子供たちの育成につながります。

### 実践例① 学校支援の成果を地域に還元

ボランティアの学習支援による子供たちの学びの成果を、積極的に地域へ発信し、地域活性化につなげる。

総合的な学習の時間等において、地域のボランティアが子供たちに地元の伝統芸能を指導し、子供たちが運動会や学習発表会等で発表。

学んだ成果を披露し、地域を元気にしたいという思いから、地域の祭りやイベントで発表。

子供たちの地域活動への参画促進

### 実践例② 地域の取組を学校とともに

地域から学校へのベクトル～地域で行われている取組について、学校と連携・協働することにより、より継続的な実践につなげる。～

〈地域の思いや願い〉  
社会福祉協議会が主催する認知症サポーター講座に、中学生を参加させたい。

〈学校の取組〉  
中学生の参加。発表指導（原稿の添削など）

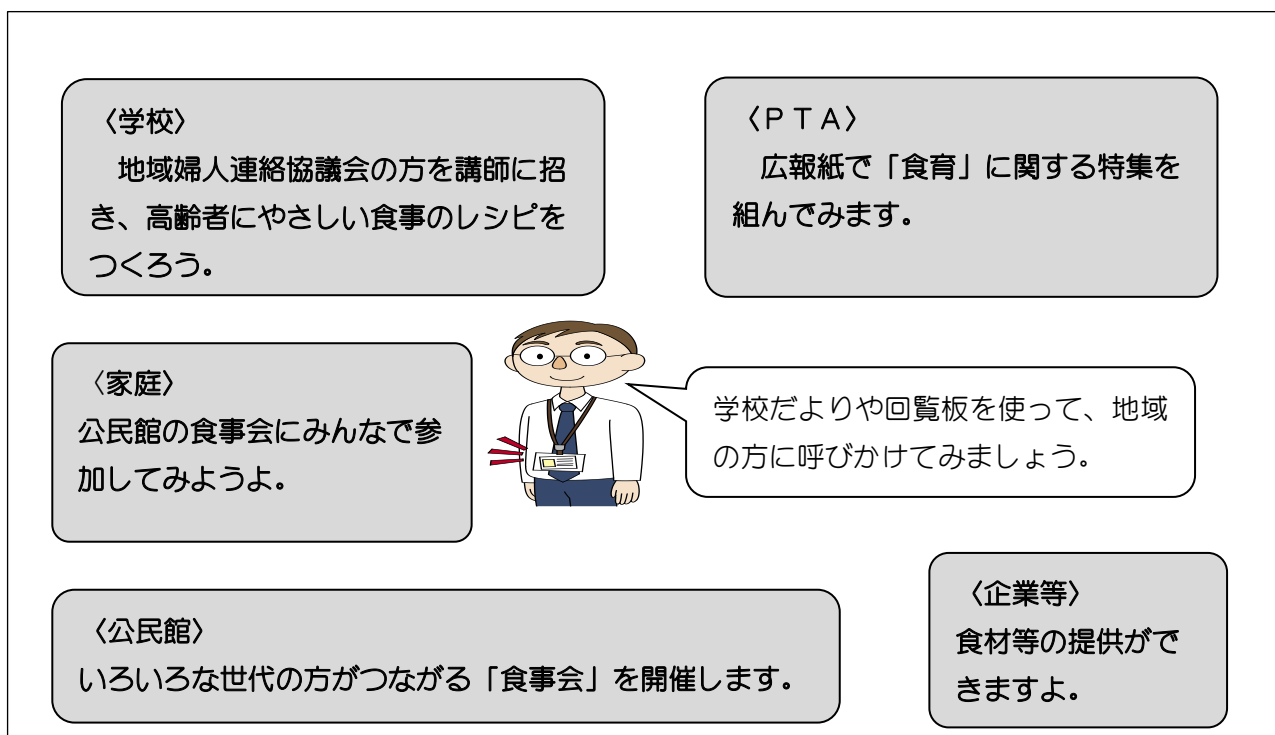
〈地域における成果発表〉  
社会福祉協議会大会で、中学生が感想発表

### (3) 個別の活動から総合化・ネットワーク化へ

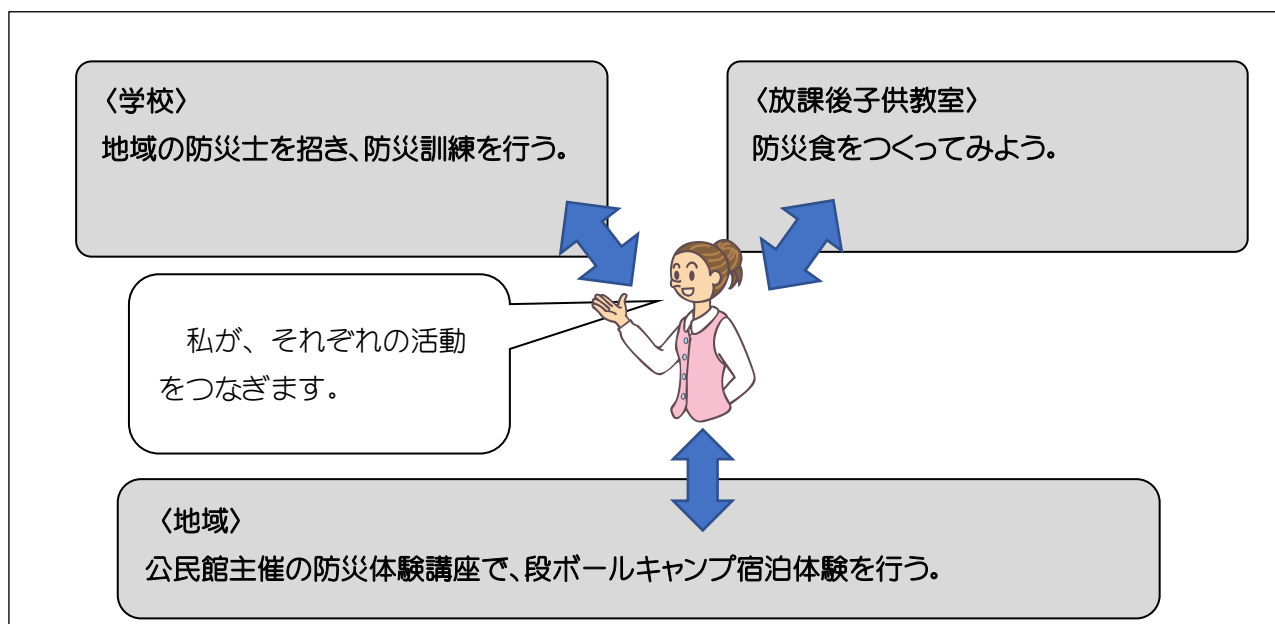
これまで本県では、学校支援活動、放課後子供教室の運営、土曜日等を中心とした外部人材を活用した教育活動、アシスト企業等との連携による教育活動など地域住民の参画を得た多様な活動が実施されてきました。しかし、それぞれの活動が個別に行われ、必ずしも活動間の連携が十分ではないなどの課題も見受けられました。

そこで、これまでの活動を基盤に、個々の取組を組み合わせたり、活動に関わる人を交流させたりすることで、徐々に活動の総合化・ネットワーク化につながります。

#### 実践例① 同じ目標に向かってそれぞれの立場でできることを（総合化）



#### 実践例② 個々の活動をつなげる（ネットワーク化）



## 6 地域学校協働活動の多様な活動の推進について

地域学校協働活動を具体的に進めるに当たっては、まず今行っている様々な活動について前述した地域学校協働活動の3つのポイントをもとに見直しを行ったり、以下の例示にあるような活動や他の地域の取組などを参考にしたりするなどして、活動内容を検討していきましょう。

活動例として文部科学省は、以下の8つを示しています。

- 学びによるまちづくり、地域課題解決型学習
- 地域人材育成、郷土学習
- 地域の行事、イベント、お祭り、ボランティア活動等への参画
- 放課後等における学習・体験活動
- 多様な教育的ニーズのある子供たちへの学習支援
- 外部人材等を活用した土曜日等における教育支援活動
- 家庭教育支援活動
- 学校に対する多様な協力活動

現在本県では、地域学校協働活動の基盤となる活動として、「学校支援活動」「放課後子供教室」「外部人材を活用した教育活動」の3つの補助事業を行っています。

今後も、これまでの活動をもとに、市町村において地域学校協働活動に資する多様な活動が展開できるよう、必要な支援を行っていきたいと考えています。

各市町村教育委員会においては、それぞれの地域にあった活動を推進していくことが求められています。

### 〈例①〉 **学びによるまちづくり、地域課題解決型学習**

#### ◇ 学びによるまちづくりについて

特色ある魅力的な地域づくりをすすめていく上で、地域に住む一員として子供たちも、地域住民とともに地域の実情を学び、よりよい地域にしていくための方法を主体的に考えることができるような学習活動を充実していくことが課題として考えられます。

このため、子供たちと地域住民が協働して、地域の資源を理解し、その魅力を伝えたり、地域を活性化するための方策を考え、実行したりする学習活動(学びによるまちづくり)が重要になります。

#### (考えられる活動例)

- 子供たちと地域住民協働による地域ブランド製品づくり
- 地域の観光振興
- 地域防災マップの作成
- 福祉学習の学びを生かした地域における福祉活動への参画

◇ 地域課題解決型学習について

地域の生活や社会の中で出会う課題に対して主体的にかかわっていくためには、地域の多様な人とのふれあいや様々な体験活動や話し合い等をとおして、地域の課題に気付き、その課題解決に向け試行錯誤していく活動につなげていくことが重要になってきます。

(考えられる活動例)

- 地域住民と共に学ぶ防災教室
- 地域の環境問題解決学習
- 地域課題解決のための子供議会

このような活動をとおして、地域住民も子供たちの視点から学んだり、地域住民が分野を超えて連携・協働したりすることで、よりよい地域づくりにつながっていくことが期待されます。

〈例②〉 **地域人材育成、郷土学習**

地域の次代を担う人材を育てていくためには、地域の自然や文化に愛着や誇りを持ち、地域の課題解決に主体的に関わり、よりよい地域にしていこうとする意欲や能力をどのように育成していくかが課題となります。

そのためには、地域と学校の連携・協働し、例えば、子供たちが「ふるさと」について地域住民から学び、自ら地域について調べたり発表したりする学習活動をとおして、地域への愛着や誇りをもたせる活動を意図的・計画的に仕組んでいくことが重要になります。

(考えられる活動例)

- 地域の産業等にふれる職場体験学習（※アシスト企業等との連携）
- 地域の文化・伝統芸能学習
- まち探検や地域の商店街等の調べ学習（※アシスト企業等との連携）
- 地域の自然体験学習や歴史調べなどの体験・探求学習

このような活動をとおして、地域住民の方にとっても地域のよさを再認識したり、新たな魅力を再発見したりすることにつながっていくのではないかと考えます。そのことから、新たな地域づくりへのきっかけになることも期待できます。また、アシスト企業や地域の団体等との連携による様々な取組も、多様な人とのふれあいの深まりの視点だけでなく、キャリア教育の視点からも有効であると言えます。

### 〈例③〉 **地域の行事、イベント、お祭り、ボランティア活動への参画**

地域の中で、子供たちが自己存在感や自己有用感を感じ、より主体的に地域に関わっていかうという意欲をもつには、子供たちが社会と接点をもちつつ、多様な人々とつながりを保ちながら、学びを通じて、自分たちの活動によって何かを変えたり、地域課題の解決につながったりするような実感を伴った活動の充実が課題となってきます。

このため、地域学校協働活動においては、子供たちが学校内だけでなく地域に出て行き、地域の伝統行事、イベント、お祭りなどに実際に担い手として参画する取組を推進していくことが重要です。

#### (考えられる活動例)

- 地域のイベントにおけるボランティア活動体験
- 伝統行事やお祭りなどでの伝統文化・芸能の発表、楽器の演奏等
- 地域の防災訓練への参画

このように、地域の行事やイベントの企画、準備、実施、片付け等のプロセスに地域住民等と連携・協働して子供たちが関わることにより、子供たちが地域住民とふれあい、共に活動する中で満足感や成就感を感じ、子供たちも地域住民も学び合う機会が増えることが期待されます。また、子供たちも地域の行事やイベントの担い手になったり、ボランティア活動に参画したりすることで、自らも地域住民の一員であると認識し、自身が地域のために何ができるか考えるきっかけにもなります。

### 〈例④〉 **放課後等における学習・体験学習**

これまで、放課後等における学習・体験活動においては、放課後子供教室等を中心に多様な取組が実施されてきていますが、今後は、より地域住民等との連携・協働を促進し、地域における地域学校協働活動の目標や計画を踏まえて、学習・体験プログラムを実施していくことが重要です。

#### (考えられる活動例)

- 地域に伝わる伝統文化・芸能体験
- 郷土学習（地域の自然や歴史）
- 地域住民とふれあう昔の遊び体験
- 地域住民と一緒に防犯訓練や防犯学習
- 高校生や大学生ボランティア、子ども会のジュニアリーダー等と連携した学習支援やレクリエーション活動

放課後等の学習・体験活動の実施を通じて、地域住民が子供たちと学校の教育活動外の時間帯に接することは、子供たちの放課後等における豊かな学びにつながるとともに、子供た

ちの多様な側面を地域住民が理解することにもつながります。また、地域全体できめ細かに見守ることにより、安心・安全な地域づくりにもつながることが期待できます。

さらに、高校生や大学生ボランティア等の交流により、様々な世代間の交流の深まりや放課後の豊かな学びにもつながることが期待できます。

#### 〈例⑤〉 **外部人材を活用した教育支援活動**

子供たちの健やかな成長のためには、平日の学校教育活動のみならず、土曜日や夏休み等において、豊かな学習・体験活動を充実させることが大切です。同時に、地域住民にとっても土曜日等の活動にボランティア等として自らの能力やスキルを生かし、プログラム等に参加することは、地域貢献とともに生涯学習の推進にもつながっていくと言えます。

##### (考えられる活動例)

- 土曜日や夏休み等に行った方が効果的な体験活動
- アシスト企業など地域の企業等における職場体験学習
- 地域の魅力再発見ツアー
- 地域の自然や歴史を学ぶ体験学習
- 企業エンジニアと連携したプログラミング教室
- 地域に在住する外国人や在外経験者による国際理解教育

このような外部人材を活用した土曜日等の教育活動は、学校にとっても「社会に開かれた教育課程」を地域・社会と連携しながら実現していく上でも有効です。特に、新たな時代に向けて、必要な情報を活用して新たな価値を創造していくためには、アシスト企業など多様な民間企業や団体等の外部人材の活用により、プログラムをより充実させる上でも重要な視点であると言えます。

## 7 具体的な事例

### (1) 県外の事例

県外の実例については、以下を参照してください。

- 地域学校協働活動事例集（文部科学省生涯学習政策局初等中等教育局）  
地域学校協働活動に関するWEBサイト <http://manabi-mext.go.jp>

### (2) 県内の事例

事例1 地域自然環境の保全(宮崎市)

事例2 地域の方々の自然体験学習への参画(都城市)

事例3 学校図書館の地域開放(小林市)

事例4 ようこそ先輩 よろしく先輩(門川町)

事例5 スポーツ少年団避難訓練(五ヶ瀬町)





## 事例1

# 地域自然環境の保全(宮崎市)

### 【地域の願い】

- 次世代を担う子ども達に河川やホタル等の環境調査を通じて、自然環境を守ることの大切さを学んで欲しい。
- 地域住民と一緒に自然環境を保全し、『魅力ある本郷地区ふる里づくり』を目指したい。

### 【学校の願い】

- 自然体験活動を通して地域を学び、地域を知ることによって、地域に対する愛着や環境を守ろうとする態度を育てたい。

### 本事例の概要とそれぞれの関わり方

#### 【学 校】

- 年間計画に基づいた指導の実施
- 事前打合せ
- 次年度への引継ぎ

#### 【地域コーディネーター】

- 関係機関との連絡調整
- 保護者への呼びかけを行う文書作成
- 地域への周知

#### 【保護者・地域の方々】

- 活動への参加
- 児童の安全確保

本事例は、宮崎市立本郷小学校の第4学年児童を対象に総合的な学習の時間「発見！山崎川の自然かんきょう」で行われている地域の環境保全に関する学習において、学校と本郷まちづくり推進委員会、宮崎県建築士会、宮崎土木事務所、宮崎市景観課、地域団体などが連携を図って、毎年取り組んでいる事例である。

- 山崎川周辺の散策
- 水生生物観察・水質調査
- 環境保全に取り組む方々の講話
- 山崎川のホタルの生態に関する講座
- 種まき（コスモス・菜の花）
- 灯籠まつり

#### 【本郷まちづくり推進委員会】

- 年間計画の作成
- 事前打合せ
- 活動に繋がる講話
- 活動の運営

#### 【関係機関及び団体】

- 国土交通省  
宮崎土木事務所  
宮崎市景観課  
山崎川をきれいにする会  
赤江未来の会 など
- 水質調査
  - 水生生物調査
  - 活動に繋がる講話
  - 活動の支援



### 【成果】

- 学校と地域が連携した環境保全学習を行うことで、児童が地域の自然環境や地域の方々の活動に対する興味をもち、意欲的に学習に取り組む姿が見られた。
- 本郷まちづくり推進委員会を中心に、学校と連携して活動計画を立てたことで、スムーズな体験学習ができた。
- 本実践を通して学校と地域の良好な関係性の構築につなげることができた。

### 【改善のポイント】

- ◆ 本郷まちづくり推進委員会を窓口として、様々な関係機関とネットワークを形成し、また、学校からは家庭への情報発信を行うことで、地域の環境保全への意識が高まり、さらに充実した地域ぐるみの取組になることが期待できる。そのためには、今後、目的や目標の更なる共有化を図るとともに、地域学校協働活動推進員を中心として、関係機関との連絡体制の強化を図り、円滑に情報共有や活動実践をする必要があると考える。また、児童が活動を通して、感じたり、考えたりしたことをもとに、「自分たちができること」を主体的に提案するなど、児童の発想を生かしながら活動を工夫していくと、地域に対する愛着がさらに高まっていくと考える。



## 事例2

## 地域の方々の自然体験学習への参画(都城市)

### 【地域の願い】

- 昔の遠足や当時の生活の様子を知ってもらいたい。
- 地域の名所である薩摩古道の活用を図りたい。

### 【学校の願い】

- 地域にある名所を地域素材として活用し、郷土愛を育てたい。
- 公共の交通機関を利用せず、徒歩での遠足を行いたい。

### 本事例の概要とそれぞれの関わり

#### 【学 校】

- 遠足の目的や体験させたいことを、学校運営協議会を通して地域の方々に説明

#### 【学校運営協議会】

- 地域のボランティアガイドへの協力依頼
- それぞれの立場で支援できることの役割分担と調整

第6学年の遠足で、地域素材を活用できないか学校運営協議会に相談したところ、「青井岳の自然を守る会」に協力を依頼することになった。地域の名所青井岳に昔の生活道である薩摩古道(約14km)があることを知り、「青井岳の自然を守る会」と地域の方々の支援により、薩摩古道の散策を行った。



#### 【地 域】

- 薩摩古道の整備
- 当日の見守り
- 昼食時に即席の味噌汁の提供

#### 【青井岳の自然を守る会】

- 薩摩古道の歴史について事前学習
- 地域のよさや思いの伝達

### 【成果】

- 地域の方々と学校が、学校行事や子供たちに期待する願いや思いを共有することによって地域の方々が学校行事等への理解が深まるとともに、学校の教育活動に積極的に参加しやすい雰囲気づくりができた。
- 地域の方々や団体の方に体験活動の目的を理解してもらったことにより、学校の教育活動外においても、関係団体からの支援を得ながら、保護者が主体となる親子体験活動への広がりが見られた。

### 【改善のポイント】

- ◆ 事前指導を学校の教育課程に位置付け、地域の方々から自然や文化、歴史(昔話)について学習し、地域の方々の地域への思いを理解する。
- ◆ 体験学習後に、学校運営協議会が主体となり、地域のことをよく知っている高齢者を対象にした発表会を設定し、保護者も交えて情報・意見交換会を行い、三世代による交流会を実施する。
- ◆ 本事業の目的のさらなる共有化を図るために、地域と学校が「育てたい児童像」や「目指す地域像」を協議する場を設定し、本事業の意義を明確にする。

### 事例3

## 学校図書館の地域開放(小林市)

#### 【地域の願い】

読書を基盤として、住民一人一人が自己実現を目指し、子供も大人も学び合い育ち合える地域をつくりたい。

#### 【学校の願い】

地域開放型学校図書館の機能充実を図り、児童の豊かな心の醸成と学力の向上、地域の教育力の向上につなげたい。

#### 本事例の概要とそれぞれの関わり方

##### 【学 校】

- 加配事務職員によるコーディネート
- 読書力向上・学力向上を図るための研究授業の実施
- 小中学校の連携

##### 【市立図書館】

- 市立図書館との相互貸出システムの拡大
- 図書の運営に関する情報提供

本事例は、地域の学びの拠点として、学校図書館を地域へ開放している取組である。

上記のような願いを受けて、教職員、地域住民、ボランティア、市立図書館職員等が構成員となる研究協議会が中心となり、関係団体と連携を図って取り組んでいる事例である。



##### 【地 域】

- 読み聞かせボランティアの協力
- 学校図書館地域開放等の運営面の協力

##### 【市教育委員会】

- 研究協議会の設置
- 首長部局（長寿介護課や健康推進課）との連携に係る調整
- 移動図書館車の手配

#### 【成果】

- 学校図書館地域開放により、地域の方が気軽に学校を訪れる機会が提供でき、地域の読書活動が活性化してきた。また、読書まつりなどのイベントにおいて地域ボランティアによる読み聞かせや、大学院生の学習支援、移動図書館車の提供などの内容を充実させることで、学校図書館を通じて子供から大人まで世代を超えた交流が盛んになった。
- 市立図書館と学校図書館の連携により、子供たち一人一人が調べ学習で本や資料を手にするなど、学校図書館の利用者数が増加するとともに、本を介して子供と地域の方と学び合う姿が見られるようになった。
- 学校と地域が目的を共有して取り組んだことで、学校と地域、市立図書館、市教育委員会等との関係がより緊密になり、充実した取組になった。

#### 【改善のポイント】

- ◆ 本取組を研究協議会を中心とした地域ぐるみの取組へと広げていくことで、更なる地域全体の読書力向上や児童と地域住民との異世代交流が期待できる。そのためには、学校と地域が一体となって地域課題やめざす子供の姿や地域の姿などの目的・目標を共有し、同じ目的に向かって、地域、学校、家庭それぞれの立場で、できることを継続して取り組んでいくことが大切である。

## 事例4

# ようこそ先輩、よろしく先輩(門川町)

### 【地域の願い】

ふるさと学習やキャリア教育の推進を通して、学校・家庭・地域が協働し、門川町の児童生徒に将来の夢や希望をもたせたい。

### 【学校の願い】

ふるさと門川に誇りと愛着をもち、未来を切り拓くたくましい子どもを育成したい。

### 本事例の概要とそれぞれの関わり方

#### 【学 校】

- 施設への訪問やイベントへの積極的参加
- 各教科や総合的な学習の時間の見直しと有意義な活動内容の工夫

地域で活動されている方を学校に招いて授業に参加していただくことや、地域の職場等に児童生徒が出向いて見学や体験をする学習活動である。門川町内の全小中学校共通の取組であり、地域と学校が連携・協働して児童生徒の育成に関わっている。

#### 【地 域】

- 授業の講師や将来の生き方に対するアドバイス等
- 地域をあげての学校支援

#### 【コーディネーター】

- 地域と学校をつなぐ役割
- 地域・学校・教育委員会が連携するための情報収集・共有化



#### 【行 政】

- 門川町として目指す姿の明確化
- 学校の教育活動への支援・連携

### 【成果】

- 地域の願いと学校の願いをもとに、各教科や総合的な学習の時間について計画を見直し、子供たちにとって有意義な学習を展開することができた。
- 地域の方との交流や協働を通じた学習をすることで、ふるさとを深く知り、働くことに夢や希望を抱く児童生徒が増えた。
- 地域の方が児童生徒に新しいアイデアをもらうなど、学校だけではなく地域の活性化につながる活動になっている。

### 【改善のポイント】

◆ 門川町や学校の願い、子供たちの願いなど目的や目標の共有化を図り、それを基にした講師との打合せや連携等が必要である。今後は地域学校協働活動や、コミュニティ・スクールにおいて目的や目標の共有化を図ることで、地域・家庭・学校の願いが合致し、有意義な学習や地域課題の解決につながる活動ができると考える。

## 事例5

# スポーツ少年団避難訓練(五ヶ瀬町)

### 【地域（スポーツ少年団指導者）の願い】

少年団活動時の地震や火災等非常事態が発生した場合の対応について、危機管理の在り方を児童保護者ともに共通理解しておきたい。

### 【学校の願い】

児童の放課後及び学校外活動時における、児童の危機意識を高めたい。

### 本事例の概要とそれぞれの関わり

#### 【学 校】

- 避難訓練案(地震想定)の提供(ノウハウの提供)
- オブザーバーとしての参加(当日)
- 地域への周知

#### 【放課後子供教室】

- コーディネーターが計画の検討に参加
- オブザーバーとしての参加(当日)

本事例は、放課後に学校施設を使用しているスポーツ少年団の、非常時の避難訓練である。  
上記のような願いを受け、少年団指導者や保護者後援会が主体となり、放課後子供教室関係者や消防団等の関係団体と連携を図って毎年取り組んでいる事例である。



#### 【地 域】

- 消防団員によるアドバイス及び講評
- 防災無線での周知

#### 【指導者・後援会】

- 訓練の運営
- 避難誘導・安全管理
- 保護者への引き渡し
- 反省会の実施
- 次年度への引き継ぎ

### 【成果】

- 少年団活動時の非常時対応について、児童及び指導者、保護者、関係団体、学校が実感を伴う理解を深めることができ、放課後の安心・安全な居場所づくりへの手立ての1つとなった。
- 少年団関係者のみならず、放課後子供教室関係者や地域の消防団にも訓練のアドバイザーとして参加していただいたことで、地域の防災意識の向上にもつながる取組となった。
- 地域の願いと学校の願いが一致し、共通の目的の下事業を実施したことで、学校と少年団関係者及び放課後子供教室指導者の連携・協力もより緊密な関係づくりの一助となった。

### 【改善のポイント】

◆ 本訓練を地域ぐるみの取組へと高めていくことで、地域全体の防災意識や危機管理のさらなる向上が期待できる。そのためには、地域の様々な団体との連携を図るために、ねらいを共有するための組織(地域学校協働本部等)で協議を行い、多様な参加者を得る取組にしていくことで、地域全体で課題を解決していこうとする意識の向上につながると思う。

## 8 Q & A

### Q そもそもなぜ、地域学校協働活動を推進する必要があるのですか？

A 地域における教育力の低下、家庭の孤立化などの課題や、学校を取り巻く問題の複雑化・困難化に対して社会総掛かりで対応することが求められています。そのためには、地域と学校がパートナーとして連携・協働するための組織的・継続的な仕組みが必要不可欠です。

また、新学習指導要領が目指す「社会に開かれた教育課程」の実現に向けて、学校は地域との連携・協働を一層深めていくことが重要であり、地域においても、より多くの地域住民等が子供たちの成長を支える活動に参画するための基盤を整備していくことが求められます。

こうした社会的背景を踏まえ、平成 29 年 3 月に社会教育法が改正され、地域学校協働活動の全国的な推進に向けた規定の整備が行われました。

### Q 地域と学校の連携・協働に関するこれまでの経緯とは？

平成 14 年度 完全週 5 日制の開始

平成 16 年度 「地域子ども教室推進事業」（地域教育力再生プラン）（委託事業）を開始。

（平成 18 年度まで）

地域の大人の教育力を生かし、子供たちの放課後や週末における体験活動や地域住民との交流活動を支援

平成 19 年度 厚生労働省との連携による「放課後子どもプラン」創設（補助事業）

平成 20 年度 社会教育法改正。学校支援地域本部（委託事業）を開始（平成 22 年度まで）

平成 21 年度 学校・家庭・地域の連携協力推進事業（補助事業）の創設

「学校支援地域本部」「放課後子供教室」等の様々な事業メニューの組み合わせが可能に

平成 26 年度 「土曜日の教育活動推進プラン」開始

平成 25 年 11 月に学校教育法施行規則を改正し、学校における土曜授業に取り組みやすくするとともに、学校と地域・企業間の連携による土曜日の活動を推進

「放課後子ども総合プラン」策定

平成 27 年度 中央教育審議会「新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方法について」答申

「次世代の学校・地域」創生プラン策定

平成 28 年度 社会教育法改正

平成 29 年度 改正社会教育法施行。「地域学校協働活動推進事業」開始

「地域学校協働活動の推進に向けたガイドライン」策定

平成 30 年度 「新 放課後子ども総合プラン」策定



## Q 学校運営協議会と地域学校協働活動の関係は？

### A 「学校運営協議会」

学校と地域住民や保護者等が学校運営の基本方針の承認や様々な課題の共有を図るとともに、学校運営への必要な支援等について協議する場です。（地方教育行政法第 47 条 6）

### 「地域学校協働活動」

地域と学校がパートナーとなり、地域全体で子供たちの成長を支え、地域を創生する活動です。

学校運営協議会は、地域の方の意見を聞いて、地域の方たちと一緒に学校経営や学校運営の改善を図るための学校の組織です。つまり、学校の中を変えていくのに、地域に皆様の意見やニーズを聞いて学校運営に反映させたり、学校改善の P D C A サイクルをしっかりと回したりするのが、学校運営協議会制度です。

一方で、地域学校協働活動というのは、地域の中にある学校と、地域の中の社会教育や子供たちの支援をしている団体の活動、各家庭の保護者による家庭教育、こういった地域の中にある教育機会とが、足並みをそろえてブラッシュアップしたり、子供たちのよりよい教育環境や教育支援のサービスをつくっていったりする取組です。地域づくりや地域の活動として、地域学校協働活動は成立しなくてははいけません。

#### 学校運営協議会の主な役割

- ・ 校長が作成する学校運営の基本方針を承認する。
- ・ 学校運営について、教育委員会または校長に意見を述べるができる。
- ・ 教職員の任用に関して、教育委員会規則に定める事項について、教育委員会に意見を述べるができる。



平成 29 年 3 月に地教行法が改正され、学校運営協議会の委員として、「地域学校協働活動推進員」等の学校運営に資する活動を行う者が追加されました。

Q 地域学校協働本部と学校運営協議会を一体的に運用することが可能か

A 原則は、地域学校協働本部と学校運営協議会をそれぞれ設置する方が望ましいのですが、地域の実情や委員の負担軽減の観点から、両方を一体的に運用することも不可ではありません。

ただし、地域学校協働本部と学校運営協議会を一体的に運用する際には、それぞれの役割と機能を十分理解した上で、運営上の工夫（時間や協議事項を明確に分ける等）をするなど両者の活動を上手く関連付けて行うことが必須になります。

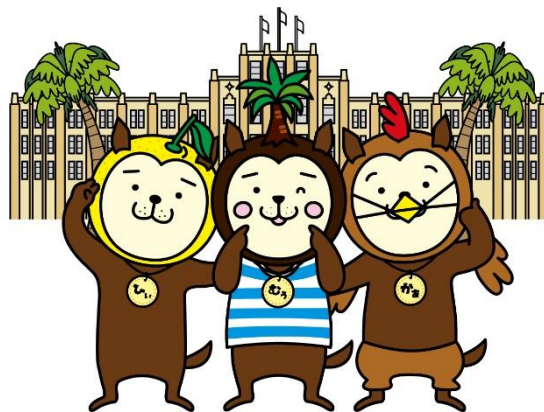
Q 地域学校協働活動推進員とコーディネーターの違い、委嘱について

A 社会教育法第9条7では、教育委員会は、地域学校協働活動推進委員を委嘱することできるとしています。また、地教行法第47条の6において、学校運営協議会の委員に、地域学校協働活動推進委員を任命する旨が規定されています。

このように地域学校協働活動推進委員は、法的に位置付けられたものであり、地域学校協働活動を推進する上で、核となる存在になります。

また、地域学校協働活動推進委員を委嘱した上で、呼称としてこれまでの地域コーディネーター等の通称を使用することは、可能です。

※ 詳細は、P21、22を御参照ください。



## 9 参考資料（関係法規、国及び県の施策等）

### ○ 教育基本法（昭和 22 年法律第 25 号、最終改正平成 18 年法律第 120 号）

（学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力）

第 13 条 学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力を努めるものとする。

【関連】

（生涯学習の理念）

第 3 条 国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。

### ○ 社会教育法（昭和 24 年法律 207 号、最終改正平成 29 年法律第 5 号）抜粋

（市町村教育委員会の事務）

第 5 条 1 3 主として学齢児童及び学齢生徒に対し、学校の授業の終了後又は休業日において学校、社会教育施設その他適切な施設を利用して行う学習その他の活動の機会を提供する事業の実施並びにその奨励に関する事。

第 5 条 1 4 青少年に対しボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動その他の体験活動の機会を提供する事業の実施及びその奨励に関する事。

第 5 条 1 5 社会教育における学習の機会を利用して行った学習の成果を活用して学校、社会教育施設その他地域において行う教育活動その他の活動の機会を提供する事業の実施及びその奨励に関する事。

2 市町村の教育委員会は、前項第十三号から第十五号までに規定する活動であって地域住民その他の関係者（以下この項及び第九条の七第二項において「地域住民等」という。）が学校と協働して行うもの（以下、「地域学校協働活動」という。）の機会を提供する事業を実施するに当たっては、地域住民等の積極的な参加を得て当該地域学校協働活動が学校との適切な連携の下に円滑かつ効果的に実施できるよう、地域住民等と学校との連携協力体制の整備、地域学校協働活動に関する普及啓発その他の必要な措置を講ずるものとする。

（都道府県教育委員会の事務）

第 6 条の 2 前条第二項の規定は、都道府県の教育委員会が地域学校協働活動の機会を提供する事業を実施する場合に準用する。

（地域学校協働活動推進員）

第 9 条 7 教育委員会は、地域学校協働活動の円滑かつ効果的な実施を図るため、社会的信望があり、かつ、地域学校協働活動の推進に熱意と識見を有する者のうちから、地域学校協働活動推進員を委嘱することができる。

2 地域学校協働活動推進員は、地域学校協働活動に関する事項につき、教育委員会の施策に協力して、地域住民等と学校との間の情報の共有を図るとともに、地域学校協働活動を行う地域住民等に対する助言その他の援助を行う。

○ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号、最終改正平成29年法律第29号）抜粋

第47条の6 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その所管に属する学校ごとに、当該学校の運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、学校運営協議会を置くように努めなければならない。ただし、二以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要がある場合として文部科学省令で定める場合には、二以上の学校について一の学校運営協議会を置くことができる。

2 学校運営協議会の委員は、次に掲げる者について、教育委員会が任命する。

一 対象学校（当該学校運営協議会が、その運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校をいう。以下この条において同じ。）の所在する地域の住民

二 対象学校に在籍する生徒、児童又は幼児の保護者

三 社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第九条の七第一項に規定する地域学校協働活動推進員その他の対象学校の運営に資する活動を行う者

四 その他当該教育委員会が必要と認める者

3 対象学校の校長は、前項の委員の任命に関する意見を教育委員会に申し出ることができる。

4 対象学校の校長は、当該対象学校の運営に関して、教育課程の編成その他教育委員会規則で定める事項について基本的な方針を作成し、当該対象学校の学校運営協議会の承認を得なければならない。

5 学校運営協議会は、前項に規定する基本的な方針に基づく対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関し、対象学校の所在する地域の住民、対象学校に在籍する生徒、児童又は幼児の保護者その他の関係者の理解を深めるとともに、対象学校とこれらの者との連携及び協力の推進に資するため、対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関する協議の結果に関する情報を積極的に提供するように努めるものとする。

6 学校運営協議会は、対象学校の運営に関する事項（次項に規定する事項を除く。）について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べることができる。

7 学校運営協議会は、対象学校の職員の採用その他の任用に関して教育委員会規則で定める事項について、当該職員の任命権者に対して意見を述べることができる。この場合において、当該職員が県費負担教職員（第五十五条第一項又は第六十一条第一項の規定により市町村委員会がその任用に関する事務を行う職員を除く。）であるときは、市町村委員会を経由するものとする。

8 対象学校の職員の任命権者は、当該職員の任用に当たっては、前項の規定により述べられた意見を尊重するものとする。

9 教育委員会は、学校運営協議会の運営が適正を欠くことにより、対象学校の運営に現に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合においては、当該学校運営協議会の適正な運営を確保するために必要な措置を講じなければならない。

10 学校運営協議会の委員の任免の手續及び任期、学校運営協議会の議事の手續その他学校運営協議会の運営に関し必要な事項については、教育委員会規則で定める。



# コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）について

## 「地域とともにある学校づくり」を目指して

### 連携・協働

子供たちを取り巻く環境や学校が抱える課題は複雑化・多様化しており、教育改革、地方創生等の動向からも、**学校と地域の連携・協働**の重要性が指摘されています。

### 社会総掛かり

子供や学校の抱える課題の解決、未来を担う子供たちの豊かな成長のためには、**社会総掛かりでの教育の実現**が不可欠です。

### 共有

輝く子供たちの未来の創造に向けて、学校と地域がパートナーとして連携・協働による取組を進めていくためには、学校と地域住民等が「地域でどのような子供たちを育てるのか」、「何を実現していくのか」という**目標やビジョンを共有**することが重要です。

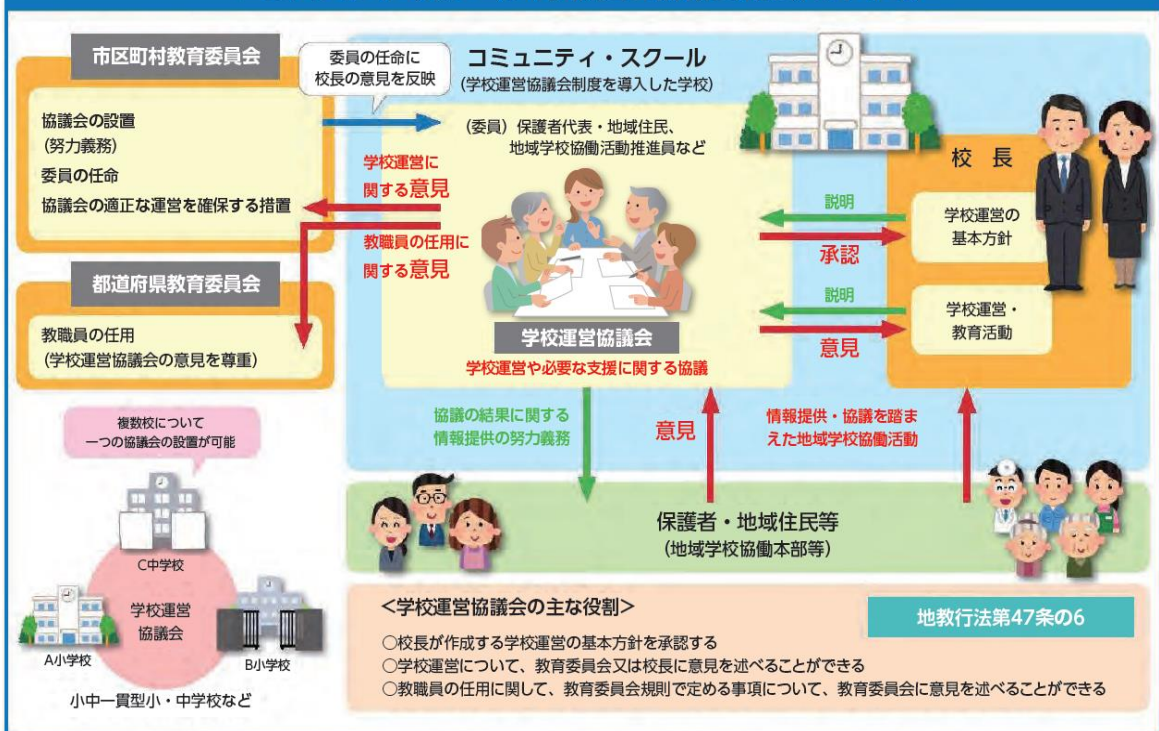
### 地域とともにある学校づくり

コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）は、学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる「**地域とともにある学校づくり**」への転換を図るための有効な仕組みです。

コミュニティ・スクールでは、学校運営に地域の声を積極的に生かし、地域と一体となって特色ある学校づくりを進めていくことができます。

**コミュニティ・スクール = 学校運営協議会** を導入した学校

## コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の仕組み



### ▶▶コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）に関する法改正（平成29年4月施行）

（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の6）

- 学校運営協議会の設置が教育委員会の努力義務に
- 学校運営への必要な支援についても協議すること
- 学校運営協議会の委員に、学校運営に資する活動を行う者（地域学校協働活動推進員等）を追加
- 教職員の任用に関する意見の範囲について、教育委員会規則で定めることが可能に
- 複数校で一つの学校運営協議会を設置することが可能に
- 協議結果に関する情報を地域住民に積極的に提供することが努力義務に



## ○ 学習指導要領（平成 29 年告示）平成 29 年 3 月

今回の学習指導要領では、「よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創る」という理念を共有し、社会と連携・協働しながら、未来の創り手となるために必要な資質・能力を育む「社会に開かれた教育課程」の実現を重視し、その理念を前文に明示しています。

### 前文

教育は、教育基本法第 1 条に定めるとおり、人格の形成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期すという目的のもと、同法第 2 条に掲げる次の目標を達成するよう行わなければならない。

(中略)

これからの学校には、こうした教育の目的及び目標の達成を目指しつつ、一人一人の児童が、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるようにすることが求められる。このために必要な教育の在り方を具現化するのが、各学校において教育の内容等を組織的かつ計画的に組み立てた教育課程である。

教育課程を通して、これからの時代に求められる教育を実現していくためには、よりよい学校教育を通してよりよい社会を創るという理念を学校と社会が共有し、それぞれの学校において、必要な学習内容をどのように学び、どのような資質・能力を身に付けられるようにするのかを教育課程に明確にしながら、社会との連携・協働によりその実現を図っていくという、社会に開かれた教育課程の実現が重要となる。

学習指導要領とは、こうした理念の実現に向けて必要となる教育課程の基準を大綱的に定めるものである。学習指導要領が果たす役割の一つは、公の性質を有する学校における教育水準を全国的に確保することである。また、各学校がその特色を生かして創意工夫を重ね、長年にわたり積み重ねられてきた教育実践や学術研究の蓄積を生かしながら、児童や地域の現状や課題を捉え、家庭や地域社会と協力して、学習指導要領を踏まえた教育活動の更なる充実を図っていくことも重要である。

### 〈小学校〉

児童が学ぶことの意義を実感できる環境を整え、一人一人の資質・能力を伸ばせるようにしていくことは、教職員をはじめとする学校関係者はもとより、家庭や地域の人々も含め、様々な立場から児童や学校に関わる全ての大人に期待される役割である。幼児期の教育の基礎の上に、中学校以降の教育や生涯にわたる学習とのつながりを見通しながら、児童の学習の在り方を展望していくために広く活用されるものとなることを期待して、ここに小学校学習指導要領を定める。

### 〈中学校〉

生徒が学ぶことの意義を実感できる環境を整え、一人一人の資質・能力を伸ばせるようにしていくことは、教職員をはじめとする学校関係者はもとより、家庭や地域の人々も含め、様々な立場から児童や学校に関わる全ての大人に期待される役割である。幼児期の教育及び小学校の教育の基礎の上に、高等学校以降の教育や生涯にわたる学習とのつながりを見通しながら、児童の学習の在り方を展望していくために広く活用されるものとなることを期待して、ここに中学校学習指導要領を定める。

## ○ 新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について（答申）平成 27 年 12 月中央教育審議会

### 第 3 章 地域の教育力の向上と地域における学校の協働体制の在り方について

#### 第 1 節 地域における学校との連携・協働の意義

##### 【ポイント】

- ◆ 厳しい教育環境の中、子供を軸として、次代に担う子供たちの成長に向けての目標を共有し、地域社会と学校が協働して取り組むことが必要。
- ◆ 地域と学校が連携・協働することで、新しい人とのつながりも生まれ、地域の教育力の向上につながる。
- ◆ 地域の教育力の向上は、地域の課題解決や地域振興、さらには、持続可能な地域社会の源となり、「生涯学習社会」の構築にも資する。

#### 第 2 節 地域における学校の連携の現状

##### 【ポイント】

- ◆ これまでの学校支援地域本部や放課後子供教室等の取組を通じ、学校と地域の関係構築につながるなど、一定の成果を上げてきたことを評価。
- ◆ 現状の活動に関しては、更なる取組の充実と普及が必要であり、以下のような課題がある。
  - ・ それぞれの活動が個別に行われ、必ずしも活動間の連携が十分ではない。
  - ・ コーディネート機能を特定の個人に依存し、持続可能な体制が作られていない。
  - ・ 地域から学校への一方の活動内容にとどまっている場合がある。
  - ・ 地域の活性化に向けた取組は、なお発展途上にある。
- ◆ 地域住民等が学校のパートナーとしてより主体的に参画し、地域における学校との関係を新たな関係（連携・協働）に発展させることが必要。

#### 第 3 節 地域における学校との協働体制の今後の可能性

##### 【ポイント】

- 「支援」から「連携・協働」、「個別の活動」から「総合化・ネットワーク化」へ
- ◆ 地域と学校がパートナーとして、共に子供たちを育て、共に地域を創る。
  - ◆ 地域と学校が連携・協働して、地域全体で未来を担う子供たちの成長を支えていく活動を「地域学校協働活動」として、その取組を積極的に推進。
  - ◆ 従来の学校支援地域本部、放課後子供教室等の活動を基盤に、「支援」から「連携・協働」、「個別の活動」から「総合化・ネットワーク化」を目指す新たな体制としての「地域学校協働本部」へ発展。
  - ◆ 地域学校協働本部には、①コーディネート機能、②多様な活動、③持続的な活動の 3 要素が必須。
  - ◆ 地域学校協働本部の実施を通じて、教職員と地域住民等との信頼関係が醸成され、コミュニティ・スクールの導入につながっていく効果も期待される。
  - ◆ 地域学校協働活動の全国的な推進に向けて、地域学校協働本部が、早期に全小・中学校区をカバーして構築されることを目指す。

#### 第4節 地域における学校との協働のための取組の推進

##### 【ポイント】

- ◆ 地域住民や学校との連絡調整を行う「地域コーディネーター」及び複数のコーディネーターとの連絡調整を行う「統括的なコーディネーター」の配置や機能強化が必要。
- ◆ 地域コーディネーターの持続可能な体制の整備、人材の育成・確保、質の向上が重要。
- ◆ 統括的なコーディネーターの役割や資質・能力を明確化し、その配置を促進。
- ◆ 地域学校協働活動の内容の充実、活動場所の確保、幼稚園、高等学校、特別支援学校等の特性を踏まえた取組の推進、家庭教育支援の充実や安心して子育てできる環境の整備や福祉等との連携を促進。

#### 第5節 国、都道府県、市町村における推進方策

##### 【ポイント】

- ◆ 国は、全国的に質の高い地域学校協働活動が継続的に行われるよう、以下のような、制度面・財政面を含めた条件整備や質の向上に向けた方策を実施。
  - 活動推進のための体制整備及びコーディネーターの役割・資質等についての明確化
  - 都道府県・市町村における地域学校協働活動の推進に対する体制面・財政面の支援
  - 都道府県・市町村、コーディネーター間の情報共有、ネットワーク化の支援
- ◆ 都道府県の教育委員会は、地域や学校の特色や実情を踏まえつつ、首長部局との連携・協働の下、ビジョンの明確化・計画の策定・市町村における推進活動の支援、域内の住民等に対する情報提供・理解促進活動、都道府県県立学校等に係る活動の推進等を実施。
- ◆ 市町村の教育委員会は、地域や学校の特色や実情を踏まえつつ、首長部局との連携・協働の下、域内のビジョンの明確化・計画の策定、体制の整備、コーディネーターの配置、研修の充実、地域住民等への情報提供、理解促進等を実施。

○ 第二次宮崎県教育振興基本計画（改訂版）平成27年9月改定

**施策の目標Ⅰ 県民総ぐるみによる教育の推進**

**施策1 学校・家庭・地域や企業・市民団体等が一体となって取り組む教育の推進**

(1) 教育に関する県民意識の醸成

イ 県民への広報・情報提供

- ・ 県教育委員会の広報番組やホームページ等を活用した情報提供及び「みんなで育てるみやざきっ子ポイント5」のリーフレットの活用等を通して、県民が、様々な教育活動や教育施策等についての理解を深めるとともに、県民総ぐるみによる教育支援や社会全体の教育力向上の重要性についての意識の高揚を図ります。

(2) 県民の教育活動への参画の充実

ア 多様な主体の参画による教育支援システムの構築と連携強化

- ・ 地域において活動する企業・NPO法人・市民団体等が教育活動に積極的に参画できるシステム（アシスト企業）を活用して、地域ぐるみの教育の普及・発展を図ります。また、市町村との連携を強化し、社会教育関係事業に多様な主体の参画を促すとともに団体指導者の研修の充実や関係団体等との教育支援ネットワークの構築により、一層の連携に努めます。

イ 子供支援活動の充実

- ・ 地域全体で子供の一日を通じた教育活動を支えるため、地域住民等のボランティアによる登下校の安全確保や学習支援活動を推進するとともに、放課後や土曜日等の休日において、小学校の余裕教室等を活用した居場所づくりなどの体制づくり努めます。

**施策2 家庭や地域の教育力の向上**

(1) 家庭の教育力向上に向けた取組の充実

イ 家庭教育に関する学習環境の充実

- ・ 家庭において活動する社会教育関係団体や企業・NPO法人・市民団体等との連携により、「みやざき家庭教育サポートプログラム」を活用した講座を実施するなど、家庭教育に関する学習機会の充実を図ります。
- ・ 家庭教育に関する講師の人材バンクの充実や子育ての悩みや不安を抱く保護者の相談に気軽に応じる支援者の養成により、地域全体で家庭教育を支える支援体制の整備を図ります。

(2) 地域の教育力向上に向けた取組の充実

イ 学校と地域の連携・協力体制の構築

- ・ 地域における指導者等の人材バンクの充実や学校教育を支援するボランティアの養成により、地域全体で学校を支える体制の整備を図ります。

### 施策3 開かれた学校づくりの推進

#### (1) 地域住民との連携・協働の推進

##### ア 学校からの情報提供等の工夫・充実

- ・ 各学校では、あらゆる機会を通して、保護者や地域住民が求める情報を把握し、学校だよりやホームページ等を活用し日常的に提供することで、情報の共有化と相互理解を図ります。

##### イ 地域住民による学校への支援

- ・ 地域住民が、学校の様々な教育活動をサポートする体制づくりを支援することにより、教育活動の充実や教員が子供と向き合う時間の拡充を図るとともに、子供が地域の大人とふれあう機会や多様な経験をする機会を拡充します。

#### (2) 学校運営の工夫・改善

##### イ 地域の力を学校の運営に生かす取組の充実

- ・ 教育委員会から委嘱を受けた学校評議員からの提言や意見を参考に学校運営に反映する学校評議員制度の充実を図ることにより、地域や社会に開かれた学校づくりを推進します。
- ・ 学校評議員制度から、教育委員会から任命された保護者や地域住民が学校運営に参画するコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）への移行を検討するなど、地域ぐるみで教育的課題を解決する仕組みを構築し、質の高い学校教育の実現を図ります。

### 施策の目標Ⅲ 宮崎や日本、世界の将来を担う人財を育む教育の推進

#### 施策1 ふるさと宮崎に学び、誇りや愛着を育む教育の推進

#### (1) 学校における「ふるさと学習」の充実

##### ア 一貫教育等による地域の特性を生かした「ふるさと学習」の推進

- ・ 地域の自然・環境、歴史・伝統、産業・生活・文化など、地域のもつ豊かで多様な教育資源を活用しながら、地域のよさや課題について理解を深め、地域に対する誇りや愛着を育みます。

#### (2) 地域における「ふるさとに学ぶ活動」の充実

##### ア 地域における体験活動の推進

- ・ 子供たちに多様な体験の機会を提供する社会教育関係団体や企業等の情報及び市町村が行う体験活動の情報を、県民が利用しやすいようにホームページ「みやざき学び応援ネット」に掲載することにより、地域における豊かな体験活動を推進します。また、体験活動に関する指導者研修の充実を図ります。



## 施策2 地域課題解決に参画する意識や態度を育む教育の推進

### (1) 地域活動等への子供たちの積極的参画の推進

#### ア 子ども会や公民館活動・ボランティア活動等への参画の推進

- ・ 子ども会や公民館等の社会教育関係団体が主催するボランティア活動や世代をこえた交流活動などの情報提供を行い、地域活動へ子供たちの積極的な参画を図り、地域のよさや課題にふれ、地域の一員として地域の課題解決に取り組む意識を高めます。

#### イ 多様な主体との連携による協力体制の整備

- ・ 社会教育関係団体や青少年育成団体、企業、NPO法人・市民団体等の多様な主体によるネットワークの構築によって、子供たちが地域の課題解決に取り組むことができる環境づくりを推進します。

### (2) 集団の一員としての自覚や自主的・実践的な態度を育てる教育活動の充実

#### イ 総合的な学習の時間における横断的・探求的な取組の充実

- ・ 地域の人々の暮らしや伝統文化など、地域や学校の特色に応じた課題になどに対して、各教科等の学習を通して身に付けた知識・技能等を活用し、探求することにより、地域が抱える課題をよりよく解決しようとする資質や能力を育成します。

## 施策3 キャリア教育・職業教育の推進

### (3) 地域産業界との連携によるキャリア教育

#### ア 地域人材や産業界等と連携・協働したキャリア教育の推進

- ・ 地域や企業・NPO法人・市民団体等のもつ教育力を有効に活用して、インターンシップ等の充実を図る仕組み（宮崎版デュアルシステム）づくりに努めるなど、より実践的で体験的なキャリア教育を推進します。

## 施策の目標Ⅳ 魅力ある教育を支える体制や環境の整備・充実

### 施策1 教職員の資質向上

### (3) 学校の組織力向上のための取組の充実

#### イ 事務職員の組織的な取組の推進

- ・ 事務職員が学校運営に参画し、地域や保護者のニーズに対応した教育活動を支援できるように、互いに学び、支え合いながら資質の向上を図るとともに、各学校における事務職員と教員の協働体制の確立や学校事務の共同実施における取組を充実させることで、学校の組織力の向上を図ります。

## 施策2 公立学校における安全・安心の確保と防災教育との視点

### (1) 学校安全体制の整備

#### イ 地域ぐるみの学校安全体制の充実

- ・ 学校と家庭や地域ボランティア、関係機関（警察を含む）等が、協力要請や情報交換を行う連携会議を開催し、共通認識と行動連携が図られるよう、地域ぐるみの学校安全体制の充実に取り組みます。

### (3) 実践的な防災教育等の推進

#### ア 防災教育の充実

- ・ あらゆる自然災害に備え、地域と連携した避難訓練や専門家と連携した防災教育を実施するとともに、防災に関する職員研修の充実に努めます。

## 施策の目標Ⅴ 生涯を通じて学び、文化・スポーツに親しむ社会づくりの推進

### 施策1 生涯学習の振興

### (1) 生涯学習推進体制整備

#### イ 地域社会を支える人材づくりの充実

- ・ 市町村が行う高齢者等を対象とする学習活動など、各ライフステージにおける学習活動の充実に図るため、市町村担当者を対象とした研修の充実に努めます。また、個人が研修等により得た経験や知識等が社会で発揮できるよう、学びを生かす場の充実に努めます。

### (2) 社会教育の充実

#### ア 社会教育関係団体の連携強化

- ・ 県や市町村が連携し、社会教育関係事業に関係団体等の参画を促すとともに、指導者研修の充実や関係団体等とのネットワークの構築により、社会教育関係団体の一層の連携に努めます。

#### イ 社会教育指導者の資質の向上

- ・ 社会教育に関する研修会の実施により、社会教育関係者の資質の向上を図ります。

## ○ 宮崎県生涯学習審議会（答申）平成 30 年 7 月

### 持続可能な地域社会を創るみやざきならではの生涯学習の在り方について（答申）【概要版】

#### 第 1 章 地域社会をめぐる現状

##### 1 国の現状と動向

- 我が国の人口は、平成 20 年をピークとして減少に転じ、特に「生産年齢人口」の減少が加速し、少子高齢化が一層進展することが予想されている。
- 平成 27 年 12 月の中教審の答申、平成 29 年 3 月の社会教育法の改正等に伴い、「地域学校協働活動」の推進など、地域社会の創生に関して、教育の果たす役割の重要性が強まっている。

##### 2 県の現状

- 本県の人口は平成 8 年をピークに減少し、減少率は全国平均より大幅に高い。
- 15 歳から 25 歳の若い世代の県外転出者数が特に多い。
- 人口減少は、地域社会そのものの維持が困難化すると懸念もある。
- 自治会等の加入率は約 7 割で中山間地域を中心に高いものの、「地域のつながりが強い」と考えている県民は 4 割に満たず、地域コミュニティの衰退が危惧されている。

#### 第 2 章 みやざきならではの学びの創出

##### 1 みやざきのよさとは

- 本県は経済的なゆたかさとお金に代えられない価値との両方が調和した「新しいゆたかさ」の実現を目指している。
- 県では、「ゆたかさ」に見える化した「ゆたかさ指標」を作成し、本県ならではの「ゆたかさ」を示している。
- 都市部で失われつつある本県ならではの「ゆたかさ」が残っていることが「みやざきならではのよさ」であり、このよさを地域の次代を担う世代に伝えていくことが必要である。

##### 2 みやざきならではの学び

- 「現在住んでいる地域に住み続けたい」と考えている県民は多いものの、若い世代の県外転出者数が高い現状もある。
- 若者から高齢者まで、全ての世代で地域のよさについて考えたり、共有したりする学習機会の創出が求められる。
- 「みやざきならではの」資源を掘り起し、価値を見出して県内外に発信する学びの構築が必要である。
- 学びの「土壌」づくりとして生涯学習・社会教育行政の役割はもとより、知事部局、関係機関等との連携・協働も重要である。

- ◆ 「みやざきならではの学び」を展開することで、宮崎の魅力や地域のよさを実感し、生まれ育った地域で生活し続けたいと思う県民や宮崎に移住したいと思う人を増やすことができる。
- ◆ 若者が再び地元に戻って就職したり、離れた場所から地元のために何かをしたいと考えたりすることにつながる。



「みやざきならではの学び」の展開 → 少子高齢、人口減少社会の中であっても地域社会を将来にわたって維持するための基盤になる。

### 第3章 学びを地域づくりに生かす方策

#### 1 学びを地域づくりに生かすには

- これまでの生涯学習は、「個人の要望」に基づく趣味や教養の向上にかかわる学習の側面が多く、学んだ成果を「社会の要請」である地域課題の解決や地域づくりに結び付ける機能が十分でない。
- これからの生涯学習は、「みやぎきのよさ」を生かした「みやぎきならではの学び」を通じて、地域課題を発見し、解決方法を考え実践していくなどして、今後の地域社会の担い手を育成することが必要である。  
(体験する学びの有効性)

共に学ぶ楽しさや喜びを感じる体験を通して、達成感や成就感を味わうことが、次の活動や主体的な実践への意欲につながる。

(地域の多様な人材の活用)

県のアシスト企業を含めて地域の経験豊かな多様な人材の活用は、「みやぎきならではの学び」の創出に有効である。

#### 2 「参加」から「参画」へ

- 県民の半数以上が、生涯学習に取り組んでいるが、「個人の要望」を満たすための「参加」とどまっており、学んだ成果を適切に生かすことができる社会の実現を目指すような主体的な学びに至っていない。
- 「参加」には、参加すること自体が目的になっている消極的な参加と自ら進んで何かを学ぼうとする積極的な参加がある。
- 学びを地域づくりに生かす活動につなげるためには、自ら主体的に「参画」することが必要である。

#### 3 「参画」への段階的な方策

- 「参加」から「参画」へは、段階的な方策が必要である。
- ライフステージに応じた「参加」から「参画」へステップアップする適切な仕掛けと正しい仕組みづくりが必要である。  
(子供世代)～「参画」意識を高めるために、学校のカリキュラムに地域学習などを位置付けることや、地域や行政が行っている取組に子供が企画段階から関わり、自治体に提言する活動なども有効である。  
(子育て世代)～PTA活動をきっかけに、他の地域づくり活動につながる可能性もある。  
(成年、高齢世代)～世代に応じた様々なボランティア活動への参加をきっかけとして、地域づくり活動への「参画」につなげることや、高齢世代が参加・参画する場を増やすことが必要である。

#### 4 コーディネーターの必要性

- 様々な地域づくりの取組をつなぐコーディネーターの役割は、重要である。
- 今後は、学校・家庭・地域・企業・社会教育関係団体等のそれぞれをつなぐとともに、世代間もつなぐ総合的なコーディネーターの育成が課題である。
- 都道府県及び市町村教育委員会は、社会教育主事を適切に配置し、コーディネーターとなる人材を発掘したり、育成したりすることが望まれる。
- 知事部局や関係機関等が行っている取組と「みやぎきならではの学び」を有機的につなぐことで、より効果的な取組へ発展することが考えられる。



# 思いを受け止める

## 学校の思いを受け止める

- 学校が地域住民からどのような協力を得たいと思っているのか、学校のニーズを把握しましょう。
- 学校と話をする時は、教頭先生や地域連携担当、キャリア教育担当等、地域との窓口になっている先生と話しましょう。
- 学校からのニーズに対し、どうしてもボランティアの紹介が無理だと思われることに対しては、理由を明確にして断ることも大切です。

## 地域住民の思いを受け止める

- 学校のニーズに対応できる人材を、自分が知り得るネットワークを活用して探しましょう。  
また、多様な機関を含む、新たなネットワークづくりを進めましょう。
- 県教育委員会に登録しているアシスト企業の活用も考えましょう。
- 子供たちの教育に協力したいと思っている地域の方々に対しボランティア登録の募集をしましょう。  
ボランティアになることは、自分がこれまで身に付けた知識や技能を発揮する場となることを伝えましょう。



推進員（コーディネーター）が、ボランティア募集のちらし等を作成し、保護者や地域住民に配布することも大切です。





## 地域に広く知らせる

学校が今どんなボランティアを必要としているのか、地域の教育に関わってくれるボランティアが実際にどのような活動をしているのか、地域に広く知らせましょう。

### 【地域に知らせるための方法（例）】

- 地域学校協働本部だよりの発行
- 学校だよりの掲載
- P T A新聞の活用
- 公民館だよりの掲載
- 地域協議会だよりの掲載
- 地域の会合でのお知らせ
- P T Aの会合でのお知らせ
- 学校の校内掲示板の活用
- 学校のボランティアルームやボランティアコーナーの活用
- 市町村内の掲示板の活用
- ボランティア募集のちらしの作成と配布

その他、地域に合わせた方法を考えることも推進員（コーディネーター）の腕の見せどころです。



## 地域と学校をつなぐ

～地域ボランティアが学校支援に入るまでの流れ（例）～

### 手順① 学校との事前打合せ

学校からボランティアの要請があったら、学校との打合せを行います。

【打合せ内容】○学習や活動のねらい ○内容 ○具体的な支援 ○必要数 等



ここでは、ねらいを明確にすることが一番大切です。一方で、ねらいを達成することを考えながら、地域ボランティアにとって、どのような学びの場、生きがいづくりの場になるかを考えることも推進員（コーディネーター）の大事な仕事です。

### 手順② ボランティアの選定及び打合せ

地域ボランティアとの打合せを行います。ねらい、支援する学年、内容等を伝えます。スケジュールや必要な機材等を聴取します。

### 手順③ 学校との詳細な打合せ

具体的な学校の希望（期日、時間帯、教科、具体的な活動、人数、留意点等）学校との詳細な打合せを行います。

### 手順④ ボランティアとの詳細な打合せ

当日の日程や支援内容等、地域ボランティアとの最終打合せを行います。

### 手順⑤ 当日の見守り及び振り返り

当日は、地域ボランティアと一緒に来校し、担当の先生に紹介します。活動を見守るとともに、活動後は、地域ボランティアから感想等を聞き、それを担当の先生や担任の先生に伝え、記録しておきます。



## 地域ボランティアを育てる

地域ボランティアの方たちの力量アップを図ることも推進員（コーディネーター）の大事な仕事です。

地域学校協働本部で自主的な研修会を実施したり、行政等が企画する研修会に積極的に参加したりして、地域ボランティアの力量アップを図りましょう。

また、以下のことについては、地域ボランティアにとって大事な心得となるため、推進員（コーディネーター）として、しっかり指導しましょう。

### 【地域ボランティアとしての心得】

- ① 学校の教育方針や学校のルールを理解し守る。
- ② 学校の要望をよく聞き、学校の先生とともに活動する。
- ③ 活動後に、地域として、子供たちのためにもっとできることがあれば提案する。
- ④ 子供たちの前で、学校や先生に対する批判的な発言は控え、どの子に対しても公平な態度で接する。
- ⑤ 支援する際には、子供たちにできるだけ分かりやすく話す。話し方に迷ったら、先生に相談する。
- ⑥ 子供たちのよいところは、どんどん誉める。
- ⑦ 自分も生涯学習を行っているという気持ちで、子どもとともに学ぶ姿勢を忘れない。
- ⑧ 学校内で知り得た個人情報には絶対に口外しない。（守秘義務）
- ⑨ 体罰は絶対にしない。
- ⑩ 学校は時間割が決まっているので、時間を厳守する。
- ⑪ 政治・宗教の話は、中立の立場を守る。
- ⑫ 教育上ふさわしくない話題にならないよう十分配慮する。



## 自分自身を磨く

推進員（コーディネーター）である自分自身の力量を高めることも大切です。市町村教育委員会や県教育委員会が主催する研修会等には積極的に参加するようにし、学校教育に関する最新の動向をつかんだり、子供たちへの接し方について学んだりしましょう。

以下は、推進員（コーディネーター）としての心得です。時々読み返し、自分自身を振り返ることで、力量をアップさせましょう。

- 地域学校協働活動は、地域ボランティア、先生、子供たちみんなが学ぶ場となるようにしましょう。
- 学校と地域ボランティアが、対等の立場で話し合えるように調整しましょう。
- 地域ボランティアには、活動後に子供たちを誉めるようにうながすとともに、調整や活動の中で見えた課題については、学校にも地域ボランティアにも伝えるようにしましょう。
- 運営を一人で抱え込んでしまうことがないように、組織的な活動を心がけましょう。年度初めには、校長先生やPTA会長、市町村行政の担当者と連携し、実行委員会や地域教育協議会等を企画し、一年間の活動の見とおしを立てましょう。また、時には複数でコーディネートをしていくことも必要です。年度末には一年間の活動の評価を行うことも大事です。
- 推進員（コーディネーター）としての手腕は、やはり人を知っていることに大きく左右されます。地域に留まらず、広域な人的ネットワークをどんどん広げていきましょう。推進員（コーディネーター）同士のネットワークも大事です。

## おわりに

本冊子は、文部科学省が作成した「地域学校協働活動の推進に向けたガイドライン」を参考にしながら、本県が推進している県民総ぐるみによる教育の具現化を図る取組として、「地域と学校がパートナーとして連携・協働する活動へとどのように発展させていくか。」という視点でまとめたものです。

地域学校協働活動の実施主体である市町村教育委員会を中心に、学校、地域学校協働活動推進委員（地域コーディネーター）、関係団体・地域住民等、地域学校協働活動に関わる全ての方々に御理解いただけるようできるだけ具体例を示しながら整理しました。

本冊子は、これが完成形ではなく、これから各実践を積み重ねながら、更に具体的な実践例等を追加していく予定です。そういう意味でも、この地域学校協働活動に関わる全ての方々に創り上げていければと考えているところです。

本冊子を参考にいただきながら、これからのみやざきを担う人材育成や地域の活性化に向けて、「地域学校協働本部」を中心に、各市町村における「地域学校協働活動」が更に充実・発展し、学校を核とした地域づくりにつながることを期待いたします。

宮崎県教育庁生涯学習課

課長 後藤 克文

## 【参考・引用】

- 地域学校協働活動ハンドブック（文部科学省）
- 地域学校協働活動の推進に向けたガイドライン（文部科学省）
- 地域学校協働活動推進員の委嘱のための参考手引き（文部科学省生涯学習政策局社会教育課）
- 地域学校協働活動 事例集 平成29年度（文部科学省生涯学習政策局初等中等教育局）
- コミュニティ・スクール2018（文部科学省）
- 地域学校協働活動推進のための地域コーディネーターと地域連携担当教職員の育成研修ハンドブック（国立教育政策研修所社会教育実践研究センター）
- 新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について（答申）（中央教育審議会）
- はじめよう！「地域学校協働活動」（宮城県教育委員会）

# みやざきの地域学校協働活動

平成 30 年 10 月 発行

---

発行 宮崎県教育委員会生涯学習課

〒880-8502 宮崎県宮崎市橘通東1丁目9番10号

TEL 0985-26-7244

FAX 0985-26-7342